

基本政策 Ⅲ

人を育て心を育むまちづくり

地域で人を育て、人が地域を育てるとい
う新たな価値観により、子どもから大人に
至るまでの、教わる、教える、育ち、育て
るといった取組を、地域と行政との協働と
相互信頼に基づきながら総合的に展開する
ことにより、未来を担う子どもたちがたく
ましく生きる力を身につけ、すこやかに成
長する姿を市民が実感できるような地域社

会をつくります。

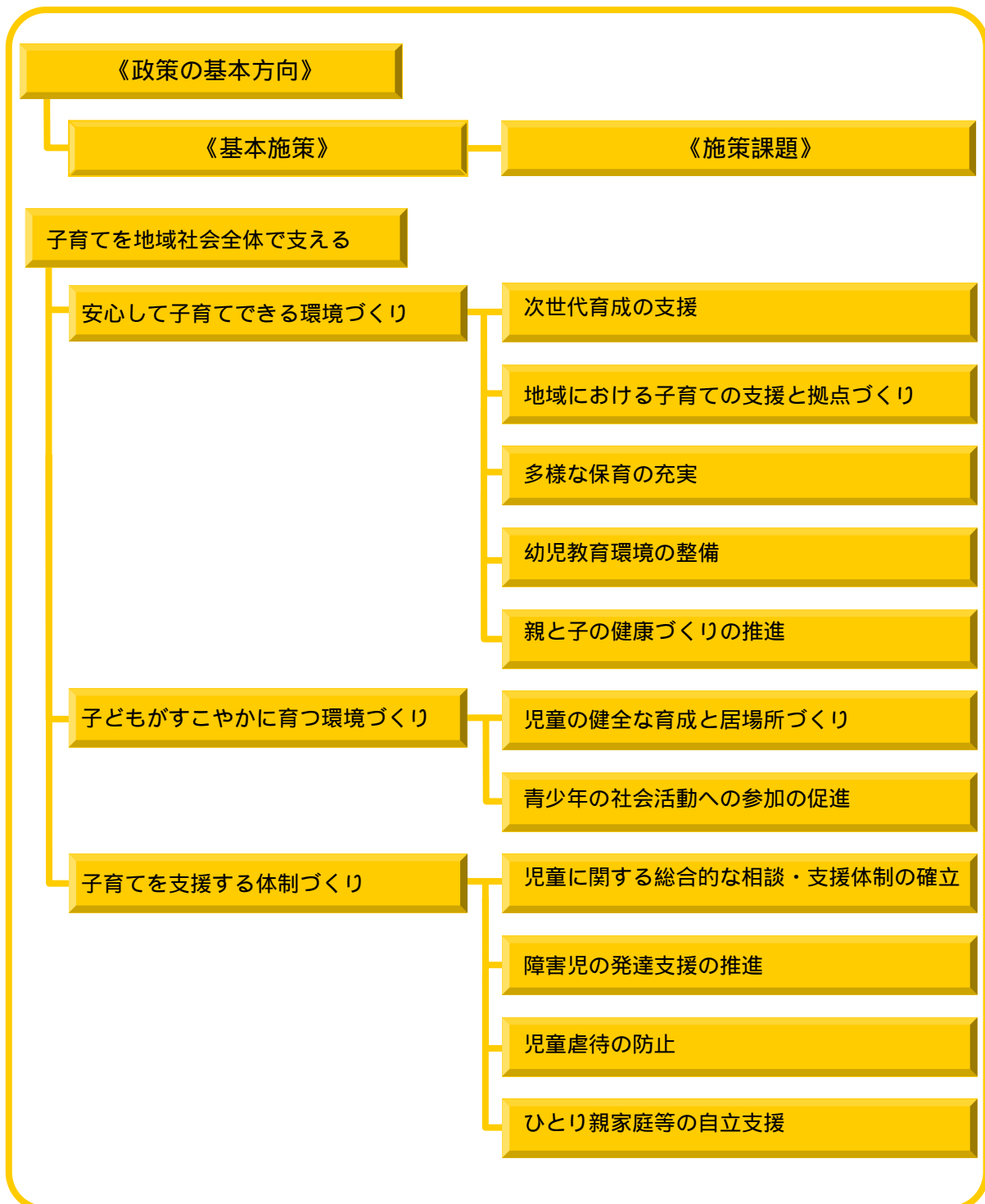
また、市民が生涯を通じていきいきと学
び、活動することを支援し、多様な市民の
経験や能力が地域の中で活かされるような
環境づくりを進めるとともに、人権が尊重
され、誰もが共に生きていける社会の構築
を進めていきます。

政策の基本方向

- 1 子育てを地域社会全体で支える P247
- 2 子どもが生きる力を身につける P263
- 3 生涯を通じて学び成長する P283
- 4 地域人材の多様な能力を活かす P289
- 5 人権を尊重し共に生きる社会をつくる P295

- 1 子育てを地域社会全体で支える

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざし、総合的な子育て支援体制を確立し、多様な子育てサービスを選択、利用することのできる環境づくりを進めます。また、地域において子どもたちがさまざまな体験をする機会を提供することにより、個々の子どもが持つ特性に応じて、のびのび育つことのできる健全な育成環境をつくります。



【基本施策 - 1 - (1)】安心して子育てできる環境づくり

次世代育成の支援

現状と課題

核家族化の進行、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、安心して希望を持って子育てができる環境づくりが求められている中で、子どもの成長や子育てを社会全体で

支援していくことが重要かつ緊急な課題であることから、行政・企業・地域が協働しながら、多様な主体による総合的な子育て支援の充実を図る必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

次世代を担う子どもがすこやかに育つ環境を着実に整備するため、次世代育成支援対策行動計画後期計画の進捗状況を定期的に児童福祉審議会へ報告し、進捗管理するとともに、進捗状況を公表します。
男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を行います。
仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めるため、企業との連携を図りながら、企業における子育て支援の充実に向けた施策や制度

等に関する情報提供や普及啓発、相談支援に取り組みます。
国が検討を進める「子ども・子育て新システム」に対応するため、(仮称)子ども・子育て新システム検討協議会を設置し、本市における子ども・子育て施策のあり方を検討します。
子育てに関する経済的負担の軽減を通して、子どもの成長及び発達を支援するため、子ども手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
次世代育成支援対策事業 次世代育成支援対策行動計画に位置付けられた各施策の着実な推進を図ります。	後期行動計画の推進及び進捗管理 前年度進捗状況の市民公表	後期行動計画の推進及び進捗管理 前年度進捗状況の市民公表 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 フォーラムの開催 企業における子ども・子育て支援の充実に向けた情報提供・普及啓発・相談支援 (仮称)子ども・子育て新システム検討協議会の設置・検討	後期行動計画の間 間評価 フォーラムの開催 検討結果に基づく基本方針の策定	後期行動計画の推進及び進捗管理 フォーラムの開催 基本方針に基づく取組の推進	後期行動計画の検証 事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
子ども手当等支給事業	中学校終了前の子どもを養育する家庭や、ひとり親家庭及び重度・中度の障害を持つ児童を養育する家庭に対し、手当を支給することにより、経済的負担を軽減し、子どもの成長及び発達を支援します。	事業推進
児童福祉審議会経費	児童福祉の理念に基づき、児童、妊産婦及び心身障害児等の福祉に関する事項を調査・審議します。	事業推進

地域における子育ての支援と拠点づくり

現状と課題

核家族化の進行や価値観の多様化などに伴い、人と人とのつながりが希薄化する中、子育ての孤立感や負担感を持つ家庭が増えていることから、子育てに関する相談体制の充実、地域における子育て活動への支援など、地域の実情に応じたきめ細やかな子ども施

策を展開する必要があります。

多様な主体と連携しながら、地域子育て支援センター等を活用した親子が共に育つ環境づくりなど、地域における子ども施策を展開する必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

各区の家庭相談員や子ども教育相談員が地域の身近な窓口となり、各機関と連携しながら相談活動を行うことにより、家庭における子どもの問題の軽減と虐待予防を図ります。

ふれあい子育てサポート事業を通じて市民同士の子育て相互支援を促進するとともに、疾病や出産等により保護者が一時的に育児できない場合に利用できる子育て短期支援事業の実施など、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

また、子育て支援制度やサービス及び保育施設等に関する情報提供の充実を図ります。

「地域子育て支援センター」については、地域バランスを考慮しながら、子育て全般に関する専門的な支援拠点として、民間保育所併設型を拡充するとともに、こども文化センターを活用した子育て支援センター等の事業内容の充実に向けた取組を進めます。

市が直接運営する地域子育て支援センターについては、民間部門を活用した運営手法の検

討を進めます。

地域で活動する自主グループへの支援や子育て支援にかかわるボランティアの育成など、地域の子育て力の向上に取り組みます。

公立保育所及びこども文化センターの管理運営や地域子育て支援センター事業を「地域における総合的な子ども支援拠点」である区役所に移管し、関係部局と連携を図りながら、多様な主体とともに地域の実情にあわせた効果的な子ども施策を展開します。



地域子育て支援センターの様子

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域における子育て支援の推進 (相談支援事業) 子育てに対する不安などを軽減するための相談・支援体制の充実を図ります。	子育てに関する相談・支援事業の実施 家庭相談員や子ども教育相談員による相談 ふれあい子育てサポート事業 産後家庭支援ヘルパー派遣事業 ちびっ子健康教室の実施 在日外国人母子保健サービス支援事業の実施 乳幼児虐待予防事業の実施 子育て短期利用事業	子育てに関する相談・支援事業の実施 家庭相談員や子ども教育相談員による相談 ふれあい子育てサポート事業 産後家庭支援ヘルパー派遣事業 ちびっ子健康教室の実施 在日外国人母子保健サービス支援事業の実施 乳幼児虐待予防事業の実施 子育て短期利用事業			事業推進

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域における子育て支援の推進 (保育事業) 保育所における地域子育て支援 体制づくりを推進します。	認可保育所の保育士による保育相談事業の実施 病後児保育施設の運営 (3か所:幸区、高津区、多摩区)	認可保育所の保育士による保育相談事業の実施 病後児保育施設の運営 (3か所:幸区、高津区、多摩区)	病後児保育施設の充実に向けた検討	検討結果に基づく取組の推進	事業推進
地域における子育て支援の推進 (地域支援事業) 地域子育て支援センター等を効率的に活用し、相談事業や親子で遊べる場づくりを推進するとともに、地域における子育て援助活動の支援を行います。	「地域子育て支援センター」の拡充 保育所併設型の実施 こども文化センター活用型の実施 単独設置型の実施 子育てに関する地域活動の支援等の環境づくり 子育て交流事業 地域子育て自主グループ支援事業 子育てグループ育成事業の実施 すくすく子育てボランティア事業の実施	「地域子育て支援センター」の拡充 民間保育所併設型の拡充(新規1か所:幸区) こども文化センター活用型の実施 単独設置型の実施 市が直接運営する地域子育て支援センターの運営手法の見直しに向けた検討 子育てに関する地域活動の支援等の環境づくり 子育て交流事業 地域子育て自主グループ支援事業 子育てグループ育成事業の実施 すくすく子育てボランティア事業の実施	民間保育所併設型の拡充(新規2か所:幸区、高津区) 検討結果に基づく取組の推進	民間保育所併設型の拡充(新規1か所:川崎区) 事業推進	「地域子育て支援センター」の実施(全52か所) 民間保育所併設型の実施(26か所)

事業名	事業概要	計画期間の取組
総合的な子ども支援事業(各区) (再掲)	総合的な子どもの支援を実施します(各区の具体的な取組は区計画をご覧ください)。	事業推進

多様な保育の充実

現状と課題

少子化や核家族化等を背景として、価値観の多様化や地域社会の変化に伴うつながりの希薄化など子育てを取り巻く環境が変化している中、子ども・子育て支援施策の充実とともに、子育てを社会全体で支える視点に立った取組が求められています。

女性の就労機会の拡大に伴う共働き世帯の増加や育児休業制度の普及に加え、就労形態

の多様化、景気動向等により、保育受入枠の拡大や延長保育、一時保育など多様な保育サービスの充実が求められています。

保育受入枠の拡大にあたっては、新たな保育需要への迅速な対応とともに、保育サービスの質の確保が求められており、民間活力を活かしながら、安全・安心で、持続可能な保育サービスを提供する必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

本市の総合的な保育施策を推進するため、「第2期保育基本計画」に基づき、着実な保育所整備や利用者の視点に立った保育サービスの充実を図り、2011年度から3か年で約4,000人の入所枠を拡大します。

保育ニーズが高い地域に、迅速に保育所整備を行うとともに、利用ニーズの高い1歳児の定員枠の拡大を図るため、「民間事業者活用型保育所」の整備を促進します。

鉄道事業者や開発事業者と連携を図り、駅周辺や大型共同住宅周辺など保育ニーズの高い地域に効果的に保育所を整備します。

国有地や民有地等を活用する新たなしくみを導入し、多様な主体による保育所整備を進めます。

認可外保育施設等における受入枠やサービスの充実を図るとともに、国の新たな制度改正の動向を踏まえ、認可外保育事業の再構築に向けた検討を進めます。

地域で子育てを支える取組として、乳幼児の養育に経験、技能及び資格を有する家庭保育福祉員（保育ママ）が、居宅で保育する制度である「居宅型家庭保育福祉員」の充実を図ります。

新たに、複数の家庭保育福祉員（保育ママ）が共同で保育を行う「共同型家庭保育福祉員」を創設し、受入枠の拡大や多様な保育ニーズへの対応を図ります。

民間保育所との連携のもと、長時間延長保育、一時保育などの充実を図ります。

公立保育所の効率的で効果的な運営を進めるとともに、調理業務の委託化や、計画的な民営化を推進します。

保育サービスの質の確保を図るため、指導・監査体制の強化を図り、新設保育所の設置認可から、運営開始後の状況を含め、適時適切な指導・監査を行うとともに、保育所職員の保育技術向上に向けた研修を実施します。

保育サービスの利用における受益と負担の適正化を図るため、保育所保育料について、国の子育て支援施策の動向や他都市の状況等を踏まえ、計画期間内の見直しに向けた取組を進めます。

利用者の視点に立った保育施策を推進するため、国の制度見直しの動向を見据えながら保育所入所選考基準の見直しに向けた検討を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
認可保育所の整備 「第2期保育基本計画」に基づき、認可保育所の整備を推進します。	認可保育所の施設数と定員数(161か所:14,675人) (2010年4月現在) 多摩区登戸地内(60人:7月開所) 第2期保育基本計画の策定 2010年度の主な整備(2011年度開所) 市有地貸与・民有地活用型整備(3か所:290人) 幸区鹿島田駅周辺(120人) 中原区木月伊勢町地内(100人) 多摩区稲田堤駅周辺(70人) 民間事業者自主整備(1か所:70人) 宮前区宮前平駅周辺 民間事業者活用型整備(14か所:740人) 公立保育所の民営化による新築(1か所) 末長保育園 既存保育所の定員変更による増(70人増)	認可保育所の施設数と定員数(180か所:15,905人) (2011年4月現在) (2010年4月比1,230人増) 民間事業者活用型整備(5か所:170人) 既存保育所の定員増(30人増:10月実施) 高津区末長地内 次年度開所・定員増に向けた取組(1,435人増) 市有地貸与型整備(4か所:390人) 幸区戸手2丁目地内(120人) 幸区大宮町地内(30人:2012年7月開所) 高津区久地3丁目地内(120人) 麻生区はるひ野4丁目地内(120人) 民間事業者自主整備(1か所:90人) 多摩区宿河原4丁目地内 鉄道事業者活用型整備(1か所:60人) JR武蔵小杉駅周辺 民間事業者活用型整備(14か所:750人) 公立保育所の民営化による新築(95人増) 西大島保育園(25人増) 東小倉保育園(30人増) 玉川・玉川乳児保育園(10人増) 百合丘保育園(30人増) 既存保育所の定員変更、改築による増(30人増) 川崎区桜本1丁目地内	認可保育所の施設数と定員数(203か所:17,490人) (2012年4月現在) (2011年4月比1,585人増) 幸区大宮町地内(30人:7月開所) 次年度開所・定員増に向けた取組(1,435人増) 市有地貸与・民有・国有地活用型整備(7か所:660人) 宮前区土橋4丁目地内(240人) 高津区溝口2丁目地内(120人) 民有地借上型(60人×4か所) 宮前区野川地内(国有地活用型60人) 民間事業者自主整備(2か所:120人) 川崎区港町地内(60人) 幸区新小倉地内(60人) 鉄道事業者活用型整備(1か所:60人) 東急武蔵小杉駅周辺 民間事業者活用型整備(10か所:510人) 公立保育所の民営化による新築(85人増) 出来野保育園(30人増) 古市場保育園(10人増) 千年保育園(10人増) 西宿河原保育園(10人増) 中野島・中野島乳児保育園(25人増)	認可保育所の施設数と定員数(223か所:18,955人) (2013年4月現在) (2012年4月比1,465人増) 次年度開所・定員増に向けた取組(1,270人増) 市有地貸与・民有・国有地活用型整備(6か所:420人) 中原区小杉町3丁目地内(120人) 民有地借上型(60人×5か所) 民間事業者自主整備(1か所:90人) 幸区鹿島田駅周辺 民間事業者活用型整備(13か所:690人) 公立保育所の民営化による新築(5園:60人増) 既存保育所の定員変更、改築による増(10人増) 川崎区浜町2丁目地内	認可保育所の施設数と定員数(243か所:20,225人) (2014年4月現在) (2013年4月比1,270人増) 事業推進
民間保育所の運営 民間活力を活かした長時間延長保育、一時保育、休日保育など多様な保育サービスを充実します。	民間保育所の運営(92か所:受入定員8,145人) (2010年4月現在) 長時間延長保育事業の拡充、一時保育事業の拡充	民間保育所の運営(112か所:受入定員9,435人) (2011年4月現在) 長時間延長保育事業の拡充、一時保育事業の拡充	140か所:11,390人 (2012年4月現在)	166か所:13,400人 (2013年4月現在)	191か所 (2014年4月現在) 事業推進
公立保育所の運営 公立保育所の民営化を図るとともに、調理業務の委託化を推進します。	効率的で効果的な運営(69か所:受入定員6,530人) (2010年4月現在) 民営化の推進 調理業務の委託化の推進	効率的で効果的な運営(68か所:受入定員6,470人) (2011年4月現在) 民営化の推進(5園) 調理業務の委託化の推進	63か所:6,100人 (2012年4月現在) 6園	57か所:5,555人 (2013年4月現在) 5園	52か所 (2014年4月現在) 事業推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
認可外保育施設の支援等 認可外保育施設等に対する支援を拡充することにより、認可外保育事業の受入枠を拡大します。	認可外保育施設において本市施策で対応している受入数(2,316人) 認定保育園による受入(1,580人) おなかま保育室による受入(345人) 「かわさき保育室」による受入(320人) 居宅型家庭保育福祉員による受入(71人) 共同型家庭保育福祉員制度の創設	第2期保育基本計画に基づく認可外保育事業の再構築に向けた検討 認可外保育施設において本市施策で対応している受入数(2,369人) 認定保育園による受入(1,600人) おなかま保育室による受入(345人) 「かわさき保育室」の運営(320人) 居宅型家庭保育福祉員による受入枠の拡大(受入枠77人) 共同型家庭保育福祉員による受入枠の拡充(受入枠27人)	事業の再構築に関する基本方針の策定 認可外保育施設における受入枠の拡充 受入枠の拡充 380人 83人 54人	基本方針に基づく取組の推進 認可外保育事業の再構築に関する基本方針に基づく事業推進	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
保育に係る補助金	保育所職員の資質向上や児童の健全育成の推進を図るため、保育関係団体を支援します。	事業推進
保育料対策事業	保育料を滞納している世帯に対して、徴収指導、督促を徹底することにより、収納率の向上を図ります。また、国の子育て支援施策の動向や他都市の状況等を踏まえ、保育料の計画期間内の見直しに向けた取組を進めます。	事業推進
児童福祉施設苦情解決第三者委員会運営	児童福祉施設における利用者等からの苦情を適切に解決し、施設運営の信頼性・適正性を確保します。	事業推進
保育所職員の育成事業	保育所職員に必要な専門的知識・技術等の習得や、健康管理を支援することにより、保育の質の向上を図ります。	事業推進

幼児教育環境の整備

現状と課題

就学前の子どもの心身の発達を助長し、すこやかな成長を促すため、幼稚園や保育園、認定こども園における幼児教育の更なる充実とともに、就学を見据えた小学校との連携、子育て相談、市民ニーズに沿った情報提供など、総合的な幼児教育の振興が求められています。

私立幼稚園園児保護者に対する経済的負担を軽減するための保育料等の補助や、私立幼稚園に対する障害のある幼児の受入れや預かり保育支援、また、市内の幼保連携型「認定こども園」において実践研究を推進し、幼保一体化に向けた検討を進めることが必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

市内の私立幼稚園の運営や私立幼稚園協会の活動に対し補助を実施することにより、総合的な幼児教育の振興を図ります。

私立幼稚園保育料等補助の充実を図り、保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進します。

私立幼稚園において障害のある幼児の受入れ、預かり保育の充実、子育て支援事業の促進を図られるよう、補助を実施します。

本市の幼保連携型認定こども園のモデル園である「田園調布学園大学みらいこども園」に

よる教育・保育の実践研究を行い、その成果を本市の幼児教育施策に反映させるとともに、子ども・子育て新システムなど、国の幼保一体化制度見直しの動向を踏まえ、本市の施策の検討を行います。

幼児教育の充実を図るため、幼稚園、保育園及び地域子育て支援センター等の関係機関を対象に、幼児教育にかかわる研修・講座を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
幼児教育の振興事業 保護者に保育料等の補助を、私立幼稚園における障害のある幼児の受入れ、預かり保育等の充実を図るための支援を行います。	保護者への保育料等補助の実施 私立幼稚園への補助の実施 認定こども園における実践研究 幼児教育にかかわる研修・講座の実施	保護者への保育料等補助の実施 私立幼稚園への補助の実施 認定こども園における実践研究 幼児教育にかかわる研修・講座の実施		国の制度改革の動向を踏まえた施設のあり方検討	事業推進 あり方検討に基づく取組の推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
幼児園児保育料補助事業	幼児園(幼稚園類似施設)に在籍する幼児の保護者に対して保育料の一部を補助し、幼児教育の増進を図ります。	事業推進

親と子の健康づくりの推進

現状と課題

安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりのために、健康診査・保健指導・相談・支援体制の更なる充実が求められています。乳幼児のすこやかな成長を促すと同時に、親

が心豊かに子育てをし、豊かな親子関係を築くため、思春期から妊娠・出産・育児・更年期にいたるまで、ライフステージに応じた親と子の健康づくりを推進する必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

安心して出産ができる環境を整えるため、妊婦健康診査の助成を実施します。
 特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談を実施し、不妊に悩む家庭における経済的負担や精神的負担の軽減を図ります。
 乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達の確認、疾病等の早期発見を図るとともに、育児不安の軽減を図ります。
 母子健康手帳交付時など各種相談により、支援の必要な対象者を早期に把握し支援します。

こんにちは赤ちゃん事業や新生児訪問等により、新生児のいる家庭の全戸訪問を行い、支援を必要とする家庭への相談支援を行います。さまざまな機会をとらえ、子育てや親子の健康づくりに関する知識の普及啓発を行います。思春期保健相談や健康教育により、思春期の心と体の健康や性・性感染症に対する相談や正しい知識の普及啓発を図ります。
 乳幼児の健康保持及び増進を図るため、先天性代謝異常等検査や視聴覚検診を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 母性の保護や不妊治療への支援及び乳幼児の発育・発達の確認、疾病等の早期発見を図るとともに、健診を通じて育児不安の軽減を図ります。	妊婦健康診査への助成(全妊婦14回) 乳幼児健康診査 幼児相談及び産後健診 特定不妊治療費の助成 不妊専門相談センターにおける相談	妊婦健康診査への助成の実施 乳幼児健康診査 幼児相談及び産後健診 特定不妊治療費の助成 不妊専門相談センターにおける相談			事業推進
母子保健指導・相談事業 ライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など母子保健の充実を図ります。	健全な母性の育成、子育て支援の推進 母子保健指導事業の実施(母子健康手帳交付、両親学級等) こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問等の実施 産婦人科医や女性医師による女性の健康相談の実施 思春期保健相談事業の実施	健全な母性の育成、子育て支援の推進 母子保健指導事業の実施(母子健康手帳交付、両親学級等) こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問等の実施 産婦人科医や女性医師による女性の健康相談の実施 思春期保健相談事業の実施			事業推進
乳幼児検査事業 先天性代謝異常検査や視聴覚検査を実施することにより、乳幼児の健康保持及び増進を図ります。	新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施 視聴覚検診の実施	新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施 視聴覚検診の実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
小児医療費助成事業(再掲)	小児に係る医療費の一部を助成することにより、児童の健全な育成を図ります。	事業推進
小児ぜん息患者医療費支給事業(再掲)	小児ぜん息患者に医療費の一部を支給することにより、児童の健全な育成を図ります。	事業推進
小児慢性特定疾患医療等給付事業(再掲)	小児慢性特定疾患医療などの医療費給付により、乳幼児及び児童の健全な育成を図ります。	事業推進
ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援します。	事業推進

【基本施策 - 1 - (2)】子どもがすこやかに育つ環境づくり

児童の健全な育成と居場所づくり

現状と課題

児童の健全育成を目的に設置されたこども文化センターは、小・中・高生の居場所だけでなく、市民活動の地域拠点、乳幼児の子育て支援や障害のある中・高生の居場所として利

用されており、地域の身近な施設として活用しやすい環境づくりが求められています。子どもが安全ですこやかに放課後を過ごすような放課後対策が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

こども文化センター及びわくわくプラザの利用者や地域のニーズを踏まえ、指定管理者との連携により、利用しやすい環境の整備を進めます。
 「放課後子どもプラン」に基づき、「こども文化センター事業」や「わくわくプラザ事業」を推進します。
 「わくわくプラザ室」を活用して、午後6時から午後7時まで、子育て支援の視点を取り

入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施します。
 老朽化した玉川こども文化センターの改築や福祉センターの再編整備にあわせた日進町こども文化センターの再整備に取り組みます。
 また、小杉町3丁目東地区再開発事業にあわせて、小杉こども文化センターの適正配置の検討を行うとともに、整備方針を策定します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
こども文化センター運営事業 乳幼児の子育て支援活動の場や、小学生、中高生の居場所、市民活動支援の拠点等として活用を進めます。	こども文化センターの効率的な運営 利用者のニーズ等を踏まえた計画的な環境整備の推進 「放課後子どもプラン」の実施 「障害児タイムケアモデル事業」の実施 こども文化センターを活用した「地域子育て支援センター」の実施(26か所) こども文化センターの改築 菅生こども文化センターの開所 玉川こども文化センターの整備(基本・実施設計)	こども文化センターの効率的な運営 利用者のニーズ等を踏まえた計画的な環境整備の推進 「放課後子どもプラン」の実施 「障害児タイムケアモデル事業」の実施 こども文化センターを活用した「地域子育て支援センター」の実施 こども文化センターの改築 (仮称)川崎区内複合福祉施設にあわせた日進町こども文化センターの整備(基本・実施設計) 玉川こども文化センターの整備(建設工事) 小杉こども文化センターの適正配置の検討、整備方針の策定	改正児童福祉法に基づく事業体系の再構築を踏まえた事業実施 こども文化センターの改築 (仮称)川崎区内複合福祉施設にあわせた日進町こども文化センターの整備(建設工事着手) 玉川こども文化センターの開設・運営	こども文化センターの改築 (仮称)川崎区内複合福祉施設にあわせた日進町こども文化センターの整備(建設工事) 整備方針に基づく取組の推進	事業推進 こども文化センターの改築 日進町こども文化センターの開所(2014年度)
わくわくプラザ事業 学校や地域との連携を図りながら、児童が安全に利用しやすい施設となるよう環境整備を進めます。	わくわくプラザ事業の推進 「わくわくプラザ室」の整備 狭あい施設の解消 「子育て支援・わくわくプラザ事業」の実施 「放課後子どもプラン」の実施	わくわくプラザ事業の推進 小学校の改修・改築に伴う「わくわくプラザ室」の整備 「子育て支援・わくわくプラザ事業」の実施 「放課後子どもプラン」の実施			事業推進



事業名	事業概要	計画期間の取組
青少年教育施設の管理運営	青少年の体験学習や子どもの居場所づくりのため、指定管理者による施設の適切な管理運営等を行います。	事業推進
障害児タイムケア事業(再掲)	障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動等の場を提供し、児童と保護者の地域生活を支援します。	事業推進

青少年の社会活動への参加の促進

現状と課題

青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、効果的な青少年施策を推進していくことが求められています。

青少年が、豊かな人生観を育み、将来への展

望を抱けるように、関係団体の育成や支援、活動の活性化が必要です。また、青少年が積極的に社会活動に参加できるよう、参加意識の醸成と環境づくりが重要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

地域の青少年活動の中心的役割を担う、ジュニアリーダーやシニアリーダーの養成研修を実施します。

青少年が企画・運営に携わる機会や社会参加の場となるよう、「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を開催します。

地域の青少年指導員と連携を図りながら、青少年施策を推進します。

社会生活を円滑に営むことが困難で、支援を必要とする子ども・若者に対する総合的な支援策の検討を行います。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
青少年団体育成事業 青少年関係団体の育成及び活動の活性化や、青少年の社会参加活動の促進に向けた取組を進めます。	川崎市青少年育成連盟への活動支援 ジュニアリーダー・シニアリーダー養成研修の実施 青少年健全育成成功労者表彰の実施	川崎市青少年育成連盟の活性化に向けた活動支援 ジュニアリーダー・シニアリーダー養成研修の実施 青少年健全育成成功労者表彰の実施			事業推進
青少年啓発活動事業 青少年のすこやかな成長にふさわしい、育成環境の実現に向けた取組を進めます。	「こども110番」事業の実施 「成人の日を祝うつどい」、「青少年フェスティバル」の開催 青少年の社会活動への参加意識の醸成と環境整備の推進	「こども110番」事業の推進 「成人の日を祝うつどい」、「青少年フェスティバル」の開催 青少年の社会活動への参加意識の醸成と環境整備の推進			事業推進
青少年活動推進事業 地域における青少年の創造的、自発的活動を助長するため、青少年指導員による青少年の健全育成を図ります。	青少年指導員連絡協議会への活動支援 青少年指導員の資質向上をめざした研修の実施 「青少年プラン(改訂版)」に基づく青少年施策の実施	青少年指導員連絡協議会への活動支援 青少年指導員の資質向上をめざした研修の実施 「青少年プラン(改訂版)」に基づく青少年施策の推進			事業推進 「青少年プラン(改訂版)」の見直しに向けた検討・調整
子ども・若者育成支援推進事業 支援が必要な子ども・若者が、社会で力を発揮できるよう、総合的な支援体制の構築を進めます。	「子ども・若者育成支援連絡会議」の開催	「子ども・若者育成支援連絡会議」の開催 支援を必要とする子ども・若者に対する施策のあり方検討	検討結果に基づく取組の推進		事業推進

【基本施策 - 1 - (3)】子育てを支援する体制づくり

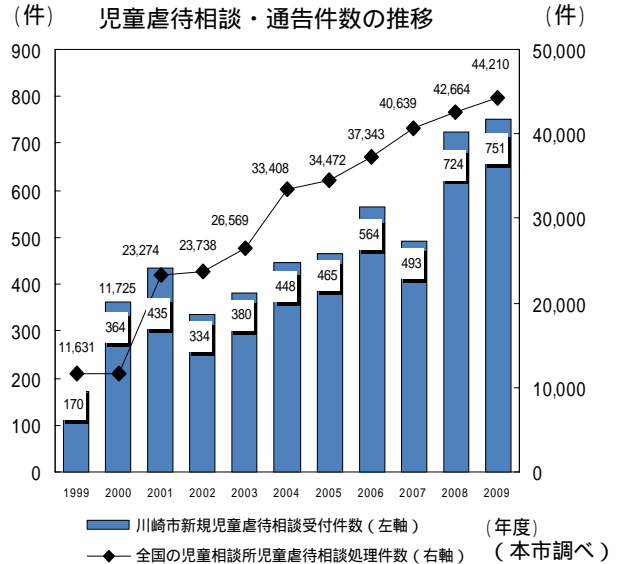
児童に関する総合的な相談・支援体制の確立

現状と課題

児童に関する相談が複雑化、多様化している中で、高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要があります。

児童虐待相談・通告件数が増加していることから、各機関とのネットワークを強化し、多様な子育て支援、虐待の早期発見・早期対応及び家族関係の修復のための環境整備を図る必要があります。

要保護児童が、健全に成長できるよう、処遇の向上及び施設等の処遇の場の拡充を図る必要があります。



計画期間(2011～2013年度)の取組

「こども家庭センター」を開設し、医師等の評価・診断に基づく高度専門的な相談機能の充実や学齢期障害児の支援、虐待ケースの家族関係修復などの専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を進め、総合的な要保護児童支援を行います。

北部児童相談所を新設し、北部地域における利用者の利便性の向上を図ります。

児童相談所体制の再編にあわせて一時保護所を再整備し、保護児童の処遇向上を図ります。各児童相談所において、児童に関する各種相談を受け、支援機能を充実させるとともに、事情により家庭での養育が困難な児童を保護

し、心身の安全と健全な生活を確保します。要保護児童が、安全で落ち着いた環境において生活し、自立に向けた成長が図られるよう、児童養護施設の整備に向けた取組を進めるとともに、既存施設の老朽化・耐震対策に関する検討を行います。

「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づき、里親養育への相談支援機能を強化するとともに、里親の登録数を増加させるための啓発・広報を行います。家庭的養護を推進するため、児童ファミリーグループホームを拡充するとともに、児童家庭支援センターの充実を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
児童相談所・一時保護所再編整備事業 こども家庭センター・児童相談所・一時保護所の再編整備を推進します。	市内3か所の児童相談支援体制の構築 こども家庭センター・一時保護所(定員40人)の完成 旧中央児童相談所を中部児童相談所へ名称変更 北部児童相談所の完成 一時保護所井田分室の廃止(定員20人)				事業推進
		中部児童相談所一時保護所の改修工事、運営開始(定員20人)			

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
<p>こども家庭センター運営事業</p> <p>療育・障害・教育部門等と連携し、子どもに関する総合的な相談・支援機関の体制強化を図ります。また、児童に関する専門的な相談・支援を行うとともに、さまざまな事情により家庭での養育が困難な児童を保護します。</p>	こども家庭センターの完成	各相談機関に対する専門的支援 療育・障害・教育部門等と連携した総合的な相談支援体制の推進 児童に関する各種相談・支援 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携 地域、家庭、学校等において養育が困難な児童の一時保護(定員40名)			事業推進
<p>中部児童相談所運営事業</p> <p>児童に関する専門的な相談・支援を行うとともに、さまざまな事情により家庭での養育が困難な児童を保護します。</p>	旧中央児童相談所から名称変更	児童に関する各種相談・支援 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携 地域、家庭、学校等において養育が困難な児童の一時保護(定員20名)			事業推進
<p>北部児童相談所運営事業</p> <p>児童に関する専門的な相談・支援を行います。</p>	北部児童相談所の完成	児童に関する各種相談・支援 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携			事業推進
<p>要保護児童施設整備事業</p> <p>事情により家庭での養育が困難な児童などが入所し、安心して暮らせる施設の整備に向けた取組を推進します。</p>	「要保護児童施設整備の基本方針」に基づく取組の推進	(仮称)南部児童養護施設の整備(基本計画) (仮称)中部児童養護施設の整備(基本計画) 北部地域における児童養護施設の整備に向けた基本計画の策定 北部地域乳児院の開設・運営	基本・実施設計 基本・実施設計 基本計画を踏まえた取組推進 北部地域乳児院の運営	建設工事 建設工事	(仮称)南部児童養護施設の開設(2014年度) (仮称)中部児童養護施設の開設(2014年度) 事業推進
<p>里親制度の推進</p> <p>里親制度の広報・啓発を充実することにより登録里親を拡充します。</p>	「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく里親制度の推進 里親の登録数及び委託の増加に向けた広報・啓発 里親養育援助事業、レスパイト・ケア事業の実施 養育技術の向上を図るための研修の実施 里親支援機関事業の充実に向けた検討 委託里親への支援の実施	「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」に基づく里親制度の推進 里親の登録数及び委託の増加に向けた広報・啓発 里親養育援助事業、レスパイト・ケア事業の実施 養育技術の向上を図るための研修の実施 里親支援機関事業の充実に向けた取組の推進 委託里親への支援の実施			事業推進
<p>児童福祉施設運営事業</p> <p>要保護児童の処遇向上を図るとともに、児童ファミリーグループホームなどの設置を推進します。</p>	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援 児童ファミリーグループホームの設置 児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援 児童ファミリーグループホームの新規開設(2ホーム) 児童家庭支援センターによる子育て相談の充実	児童ファミリーグループホームの新規開設(2ホーム)	児童ファミリーグループホームの新規開設(1ホーム)	事業推進

障害児の発達支援の推進

現状と課題

地域療育センターにおける相談件数が年々増加しており、発達障害を含む障害児とその家族への専門的・総合的な相談・支援が求められています。
発達障害児支援機能など専門的・総合的な療育機能等を効率的かつ効果的に強化していく

必要があります。
発達障害児・者が地域社会に適応し自立した生活ができるよう、保健・福祉・医療・教育・労働など、幅広い関係機関と連携し、支援することが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

総合リハビリテーションセンターの再編整備にあわせ、中部地域療育センター及びしいのき学園を機能統合し、(仮称)中央療育センターを整備します。また、福祉センターの再編整備に伴い、南部地域療育センターを移転し、川崎高校の再編整備にあわせて開設します。地域療育センターにおいて、相談・地域支援機能や医療・専門療育機能とともに、発達障

害児に対する専門的相談機能を強化し、療育支援の充実を図ります。
本市における発達障害児・者の支援を行うため、発達相談支援センターを運営し、これを中核として、発達障害児・者や家族への専門的相談や、関係機関とのネットワークの強化及びコーディネートをを行い、発達障害児・者の支援体制を充実します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域療育センター整備事業 障害児や発達に不安のある児童などが早期に療育を開始できる環境づくりを推進します。	南部地域療育センターの基本設計 (仮称)中央療育センター通所部門の整備 北部地域療育センターの管理運営における民間部門の活用に向けた検討	実施設計 指定管理者制度の導入による(仮称)中央療育センター通所部門の開設・運営 (仮称)中央療育センター入所部門の設計、建設工事着手 北部地域療育センターの管理運営における民間部門の活用に向けた取組の推進	建設工事着手 完成	移転整備完了 入所部門(現しいのき学園)と通所部門(現中部地域療育センター)を機能統合し、指定管理者制度を導入して(仮称)中央療育センターを開設	指定管理者制度の導入による南部地域療育センター開設(2014年度)事業推進 民間部門を活用した北部地域療育センターの運営
地域療育センターの運営 障害児や発達に不安のある児童などに対して、相談・診察・訓練などの支援を行います。	相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の総合的療育支援 地域の幼稚園、保育園、学校等への巡回相談	相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の総合的療育支援 地域の幼稚園、保育園、学校等への巡回相談			事業推進
発達障害児・者支援体制整備事業 発達相談支援センターを運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。	発達相談支援センターにおける相談支援の実施 発達障害者支援体制整備検討委員会の開催 発達障害支援コーディネーター養成研修、各種研修の実施 地域療育センターにおける発達相談支援の実施	発達相談支援センターにおける相談支援の実施 発達障害者支援体制整備検討委員会の開催 発達障害支援コーディネーター養成研修、各種研修の実施 (仮称)中央療育センター通所部門及びこども家庭センターにおける発達相談機能の充実			事業推進 指定管理者制度等民間部門の活用に伴う南部及び北部地域療育センターにおける発達相談機能の充実

事業名	事業概要	計画期間の取組
障害児施設事業(再掲)	施設を利用している障害児の処遇向上を支援することなどにより、施設運営の健全化を図ります。	事業推進

児童虐待の防止

現状と課題

児童虐待防止法の施行以降、児童虐待問題が顕在化し、児童虐待の相談・通告件数は、増加傾向にあります。

児童虐待防止法改正により児童の安全確認が義務化され、立入調査等、迅速かつ的確な対応が求められています。

複雑な家族背景を持つ家庭に対して、多様な子育て支援、虐待の早期発見・早期対応及び家族関係修復等を行うための環境整備が重要な課題になっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

児童虐待の相談・通告に対し、迅速な対応を図るとともに、調査及び対象児童に関するケースワークを行います。

要保護児童対策地域協議会により、地域の関係機関との連携を強化し、適切な支援体制を構築します。

虐待等により児童養護施設等に入所している児童について、家族との関係修復・家庭復帰

に向け、医師等を含めた専門性の高いスタッフにより支援の充実を図ります。

こんにちは赤ちゃん事業や新生児訪問、乳幼児健診などさまざまな機会を通じた相談支援により、子育てに関する不安や負担を軽減し、虐待の未然防止に取り組みます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
児童虐待防止対策事業 増加する児童虐待相談・通告に適切に対応できる体制の整備を推進します。	児童虐待の相談・通告についての調査及び対象児童に関するケースワーク 児童虐待防止センターにおける児童虐待の相談・通告への対応 児童虐待の統計、普及啓発 要保護児童対策地域協議会の運営 育児支援に必要な家庭への訪問	児童虐待の相談・通告についての調査及び対象児童に関するケースワーク 児童虐待防止センターにおける児童虐待の相談・通告への対応 児童虐待の統計、普及啓発 要保護児童対策地域協議会の運営 育児支援に必要な家庭への訪問			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
こども家庭センター運営事業(再掲)	療育・障害・教育部門等と連携し、子どもに関する総合的な相談・支援機関の体制強化を図ります。また、児童に関する専門的な相談・支援を行うとともに、さまざまな事情により家庭での養育が困難な児童を保護します。	事業推進
中部児童相談所運営事業(再掲)	児童に関する専門的な相談・支援を行うとともに、さまざまな事情により家庭での養育が困難な児童を保護します。	事業推進
北部児童相談所運営事業(再掲)	児童に関する専門的な相談・支援を行います。	事業推進
母子保健指導・相談事業(再掲)	ライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など母子保健の充実を図ります。	事業推進
地域における子育て支援の推進(相談支援事業)(再掲)	子育てに対する不安などを軽減するための相談・支援体制の充実を図ります。	事業推進

ひとり親家庭等の自立支援

現状と課題

ひとり親家庭世帯数は増加傾向にあり、また、その平均所得は一般世帯と比較して低い水準にとどまっていることから、就業・自立促進に向けた支援が必要になっています。
ひとり親家庭等が抱える問題は複雑化かつ多様化してきていることから、社会的、経済的、精神的に不安定なひとり親家庭等を総合的に

支援することが求められています。
人権擁護を必要とする女性等に対する相談・保護・自立支援を推進するため、関係諸機関との連携を強化する必要があります。
父子家庭世帯については、子育て支援や家事支援の充実、社会資源・制度等に関する情報提供、相談支援の充実が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

第2期母子家庭等自立促進計画に基づき、生活支援策・自立支援策・就業支援策を推進するとともに、各種制度やサービス等の効果的な情報提供を図ります。
母子福祉センターにおいて、ひとり親家庭等への支援を総合的に提供して生活の安定と自立を促進します。

母子生活支援施設に母親及び児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。
人権擁護を必要とする女性等に対し、関係諸機関と連携し、相談・保護・自立支援を行います。
ひとり親家庭等に対して支援員を派遣し、家事など日常生活支援を行います。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
ひとり親家庭の生活支援 第2期母子家庭等自立促進計画に基づく自立支援策を推進し、母子家庭等の自立促進を図ります。	母子家庭等の生活支援・自立支援・就業支援 母子家庭等自立支援事業 ひとり親家庭等日常生活支援事業 就業自立支援センター事業 母子福祉団体育成事業 児童扶養手当受給世帯への市営バス無料乗車証交付	母子家庭等の生活支援・自立支援・就業支援 母子家庭等自立支援事業 ひとり親家庭等日常生活支援事業 就業自立支援センター事業 母子福祉団体育成事業 児童扶養手当受給世帯への市営バス無料乗車証交付			事業推進
母子福祉センターの運営 母子福祉センターを運営し、母子家庭等への支援を総合的に提供して生活の安定と自立を促進します。	母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活の安定と自立の促進 就業・自立支援センター事業 生活支援事業 情報サービス事業 地域活動の促進	母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活の安定と自立の促進 就業・自立支援センター事業 生活支援事業 情報サービス事業 地域活動の促進			事業推進
母子生活支援施設の運営 母子家庭の母親と児童が入所する生活支援施設を運営し、適切な生活支援を実施します。	母子家庭の生活支援施設の運営	母子家庭の生活支援施設の運営			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
女性保護事業(再掲)	人権擁護を必要とする女性等に対し、関係諸機関と連携し、相談・保護・自立支援を行います。	事業推進
母子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び寡婦に対し、福祉資金の貸付を行うことにより、経済的自立の支援と生活意欲の向上を図ります。	事業推進
災害遭児等援護支援事業	災害により児童と同一生計を営む保護者が他界したときなどに、災害遭児及び家庭に対して援護を行います。	事業推進

- 2 子どもが生きる力を身につける

子どもが生きる力を身につけるために、家庭・学校・地域の多様な人々とのつながりの中で、子どもたちの人権を尊重しながら、確かな学力の定着を図り、豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康・体力の向上をめざした教育を進めます。



【基本施策 - 2 - (1)】子どものすこやかな成長の保障

確かな学力の育成

現状と課題

国際化、情報化、少子高齢化など、さまざまな面で大きく変化している 21 世紀の社会を主体的に生きていくため、基礎・基本の定着、自ら学び考える姿勢の形成や思考力・判断力・表現力を育成し、子どもたち一人ひとりが生涯にわたって学び続け、個性を發揮し活

躍することができる教育活動が求められています。

小学校 1 年生の学級編制の標準を現行の 40 人から 35 人に引き下げ、これをさらに拡充していく検討が国において進んでいます。

計画期間(2011～2013 年度)の取組

新学習指導要領への確に対応して、児童生徒の学習環境を整備するとともに、指導方法や指導形態等の改善を図ることにより、本市の児童生徒に基礎・基本を習得させ、思考力、判断力、表現力を育むなど、「確かな学力」の育成をめざします。

各中学校区に設置した「連携教育推進協議会」を中心として、小学校・中学校の 9 年間を見通した教育課程の編成や小・中学校の交流など、小中連携教育を推進します。

児童生徒の学習状況を的確に把握し、教育課程・指導方法の改善・充実を図ります。

教育活動サポーターを配置し、児童生徒への学習支援を充実します。

横浜国立大学と連携して中核理科教員(CST)の養成を進めるとともに、先端科学技術者を学校に派遣するなど、研究開発都市である本市の特性を活かした理科教育を推進します。

習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導を推進し、きめ細やかな学習指導を行います。

小・中学校の学級編制の標準の見直しについては、国の動向を注視しながら的確な対応に向けて検討します。

国際化の進展に対応し、英語による日常的な会話や情報交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力の育成をめざし、小・中・高等学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、英語教育(外国語活動)の充実を図ります。



地域の人を招いた特別授業の様子

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
<p>教育課程・学習指導に関する事務</p> <p>子どもの学習状況の把握により、教育課程の見直しを図るとともに、新学習指導要領に的確に対応した確かな学力の育成をめざします。また、川崎の特色を活かした取組の推進により、理科教育を充実します。</p>	<p>学習状況調査の実施と授業改善</p> <p>新学習指導要領の対応の検討</p> <p>教育活動サポーターの配置</p> <p>横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの検討・試行実施</p> <p>理科支援員を全小学校に配置</p> <p>研究者・技術者を学校に派遣</p>	<p>学習状況調査の実施と授業改善</p> <p>新学習指導要領に対応した学校教育の推進</p> <p>教育活動サポーターの配置</p> <p>横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成プログラムの実施</p> <p>市内拠点校でのCST実習生の受入</p> <p>理科支援員を全小学校に配置</p> <p>先端科学技術者の巡回授業を開始</p>			<p>事業推進</p>
<p>少人数指導等推進事業</p> <p>課題別学習や習熟度別学習などの少人数指導の充実に加え、小学校低学年を中心とした35人以下学級を推進します。</p>	<p>課題別学習や習熟度別学習などの少人数指導の実施</p> <p>小学校1年生の35人以下学級の実施</p>	<p>課題別学習や習熟度別学習などの少人数指導の充実</p> <p>小学校1年生の35人以下学級の実施</p> <p>国における学級編制標準の見直しの動向を踏まえた検討</p>			<p>事業推進</p>
<p>外国語指導助手配置事業</p> <p>英語教育や外国語活動の充実を図るために、外国語指導助手(ALT)を小、中、高等学校に配置します。</p>	<p>外国語指導助手</p> <p>小学校への配置(30人)</p> <p>中学校への配置(20人)</p> <p>高等学校への配置(5人)</p>	<p>外国語指導助手</p> <p>小学校への配置(新規5人、計35人)</p> <p>中学校への配置(新規2人、計22人)</p> <p>高等学校への配置(5人)</p>	<p>外国語指導助手</p> <p>小学校への配置(35人)</p> <p>中学校への配置(新規5人、計27人)</p>	<p>外国語指導助手</p> <p>中学校への配置(新規3人、計30人)</p>	<p>事業推進</p>
<p>小中連携教育推進事業</p> <p>小学校と中学校が連携した取組を推進し学校教育を充実します。</p>	<p>学校の状況や地域事情を踏まえた小中連携教育の推進</p> <p>カリキュラム開発研究校における小中連携教育の研究</p> <p>(各区1中学校区)</p>	<p>学校の状況や地域事情を踏まえた小中連携教育の推進</p> <p>カリキュラム開発研究校における小中連携教育の研究</p> <p>(各区1中学校区)</p>			<p>事業推進</p>

事業名	事業概要	計画期間の取組
特色ある学校づくり推進事業(再掲)	創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用を推進するなど、特色ある学校づくりを進めます。	事業推進

豊かな心とすこやかな身体を育む教育

現状と課題

子どもたちの感性を磨き、豊かな心を育ていく上で読書や音楽の役割は重要なものであり、これらを子どもたちが実際に経験できる環境づくりが必要です。

子どもたちが一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重し合える取組の推進が求められています。

学校教育活動の中で、子どもたちがすこやかな生活を送るための基礎となる「健康な身体

づくり」、「体力の向上」を図っていくことが必要となっています。

児童・生徒の安全に対する取組については、従来の校内安全・通学路の交通安全対策を推進するのみならず、学校・保護者・地域が一体となって子どもたちの安全を守り、下校後に安心して公園などで遊べるような防犯面を含めた地域ぐるみの安全対策が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

家庭・学校・地域の人々とのつながりの中で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、さまざまな事業を推進します。

読書活動などを通じて豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携し、社会の一員としての自覚を育て自立を図ります。音楽活動を通じて子どもたちの感性を豊かにしていくとともに、市内音楽大学と連携し、学校や地域で活躍する「ジュニア音楽リーダー」を育成します。

地域のスポーツ人材を活用して、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや、運動をする動機付け等を行うことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを推進します。

さまざまな教育活動の中で子どもたち自身が子どもの権利について理解し、成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間として尊重し、権利侵害から守り自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

地域交通安全員、スクールガード・リーダーを配置し、地域の各種団体などと連携をとりながら、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。

市立学校全校に配置した AED を活用し、救命救急対策・安全対策を推進します。

健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食などを通じて食育を推進するとともに、安全で安心な学校給食を提供します。

また、学校給食のアルマイト製食器を ABS 樹脂製食器に変更し、食事環境の整備を進めます。

学校給食調理業務の委託化を推進し、効率的な業務運営体制を構築します。



地域と連携した子どもたちの見守りの様子

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
読書のまち・かわさき推進事業 学校・地域・家庭においてさまざまな読書活動を推進するための環境整備を行います。	学校における朝読書・読み聞かせブックトークの実施 図書館コーディネーターの配置による読書環境の充実 川崎フロンターレ等との連携による読書推進事業の推進	学校における朝読書・読み聞かせブックトークの実施 図書館コーディネーターの配置による読書環境の充実 川崎フロンターレ等との連携による読書推進事業の推進			事業推進
子どもの音楽活動推進事業 子どもが音楽に親しみ、豊かな感性を身につけられるよう、オーケストラ鑑賞、地域の音楽家との交流などを推進します。	「地域に開かれた子どもの音楽活動」の実施 「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施	「地域に開かれた子どもの音楽活動」の実施 「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」の育成			事業推進
スポーツ教育推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材も活用しながら学校体育活動を充実します。	中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学生陸上記録会の実施 小中学校が連携した体育活動の充実 小学校体育授業、中学校武道授業・運動部活動への地域人材の配置	中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学生陸上記録会の実施 小中学校が連携した体育活動の充実 地域スポーツ人材の配置による小学校体育授業、中学校武道授業・運動部活動の充実			事業推進
子どもの権利学習推進事業 子どもの権利学習の充実に向けた検討や、検討を踏まえた資料作成を実施するとともに、学校が子どもの権利学習を行う際に講師の派遣を行います。	子どもの権利学習の充実に向けた検討 検討を踏まえた資料の作成・配布 講師を派遣し「子どもの権利学習派遣事業」を実施	子どもの権利学習の充実に向けた検討 検討を踏まえた資料の作成・配布 講師を派遣し「子どもの権利学習派遣事業」を実施			事業推進
人権教育推進事業 人権・同和教育に関する教職員等の研修・啓発等の充実を図り、人権教育を推進します。	人権尊重教育研究の推進 人権・同和研修の実施 人権教育補助教材「はたらくひとびと」の作成	人権尊重教育研究の推進 人権・同和研修の実施 人権教育補助教材「はたらくひとびと」の作成			事業推進
学校安全事業 スクールガード・リーダー、地域交通安全員の配置やAEDの適切な維持管理など学校の安全対策を推進します。	スクールガード・リーダー16人配置 地域交通安全員の配置、70か所 AEDの全校配置完了	スクールガード・リーダー18人配置 地域交通安全員の配置拡充 AEDの適切な維持管理 校外活動用に携帯型AEDの配置	地域交通安全員の配置		事業推進
小学校等給食運営事業 児童生徒の健全な身体発達に資するために、小学校等において安全で安心な学校給食の提供を効率的に行います。	学校給食調理業務委託化の推進(33校) 統一献立における市内産野菜の使用 ABS樹脂製の食器導入	学校給食調理業務委託化の推進 統一献立における市内産野菜の使用促進 ABS樹脂製の食器導入推進			事業推進
中学校給食等運営事業 ミルク給食を実施するとともに、栄養バランスのとれた食事を提供するために、中学校ランチサービス事業を実施します。	ミルク給食の実施 ランチサービスのメニューや申込方法の改善に向けた検討・実施	ミルク給食の実施 ランチサービス事業の推進			事業推進



事業名	現状				
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
定時制高校給食運営事業 定時制高校で学ぶ生徒の身体の健全な発達に資することを目的に、安全衛生面に配慮しながら夜間給食を行います。	ご飯、おかず、牛乳による給食(完全給食)の実施	ご飯、おかず、牛乳による給食(完全給食)の実施 学校給食の見直し	 	見直し結果に基づく事業の実施	事業推進
多文化共生教育推進事業 互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうとする意識を育むために、学校に講師を派遣します。	「民族文化講師ふれあい事業」の実施	「民族文化講師ふれあい事業」の実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
校外行事の運営業務	小・中学校の自然教室の実施など児童生徒の健全な心身の育成をめざした体験活動を推進します。	事業推進
共生・共育推進事業(再掲)	いじめ・不登校の早期発見・未然防止をめざした取組を実施します。	事業推進
児童生徒指導・相談業務(再掲)	児童生徒指導等の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を実施します。	事業推進
適応指導教室事業(再掲)	不登校となっている児童生徒の居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営するとともに、新たに1か所開設します。	事業推進
学校保健事業	児童生徒の健康管理、疾病の早期発見のため、各種健康診断を実施するとともに、学校環境衛生の確保に努めます。	事業推進
学校給食会補助事業	安全で良質な給食物資を安定的に調達するとともに、学校給食会の効率的な運営を推進します。	事業推進
21世紀子どもサイエンス事業(再掲)	科学実験セット「ワクワドキドキ玉手箱」を開発・運用し、子どもたちの理科に対する興味を引き出します。	事業推進

学校の教育力の向上

現状と課題

社会の状況が大きく変わり、学校・家庭・地域社会の連携を一層推進することや学校の教育力の向上が課題となる中で、教職員が子どもたちのよき理解者となり、すこやかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼されるた

めに、誠実で人間味あふれる活力のある人材を確保していく必要があるとともに、資質や指導力を一層向上させていくことが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

採用試験に関する広報の充実や、地方での採用試験実施により優秀な人材を確保していくとともに、特別選考試験の実施・大学推薦制度の活用により安定的に人材を確保します。教職員に対して採用時から経験年数等に応じた体系的な研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図ります。教員同士の教え合いを促進し、日常の授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教員の授業力向上に向けた取組を進めます。

教職員の指導力向上や教職員が子どもたちとふれあう時間の確保及び、子どもたちの情報活用能力の育成をめざした「教育の情報化推進計画」を策定し、ICT(Information and Communication Technology)活用を推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
教職員の選考・任免業務 採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法・内容等を改善し、人間的魅力を備え創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。	地方での採用試験の実施 特別選考試験の実施 大学推薦制度の実施	地方での採用試験の実施 特別選考試験の実施 大学推薦制度の実施			事業推進
教職員研修・研究事業 初任者研修や教職経験年数に応じた必修研修の充実を図ります。	教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 初任者研修等指導員の配置による研修体制の充実	教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 初任者研修等指導員の配置による研修体制の充実			事業推進
学校教育活動支援事業 教育課程編成や学習指導・指導方法の充実、改善を図るための研究活動を実施します。	研究推進校の決定と研究推進の支援 異校種間連携教育推進校の決定と研究推進の支援	研究推進校の決定と研究推進の支援 異校種間連携教育推進校の決定と研究推進の支援			事業推進
授業力向上支援事業 校内研修体制の充実を図り、授業力向上をめざす取組を進めます。	教職員同士の教え合いを促進し、校内研究の充実をめざす研究協力校の実践を支援	校内研究の実施等授業力向上に向けた研究協力校における取組の推進	魅力ある授業づくりを目的としたガイドラインの作成	ガイドラインに基づいた校内研修・研究授業による授業改善の実施	事業推進
教育の情報化推進事業 「教育の情報化推進計画」を策定し、ICT機器整備や研修の充実を図り、情報活用能力の育成、指導力の向上、子どもとふれあう時間の確保を図ります。	小・中・高・特別支援学校の教育用コンピュータ等の更新 校務システムの導入の検討 ICT活用研修の実施 校内LAN整備推進	小・中・高・特別支援学校の教育用コンピュータ等の更新 校務システムの整備に向けた取組 ICT活用研修の推進 「教育の情報化推進計画」の策定 校内LAN整備推進	校務システムの整備 「教育の情報化推進計画」に基づく取組の推進 校内LAN整備完了		事業推進



【基本施策 - 2 - (1)】子どものすこやかな成長の保障

事業名	事業概要	計画期間の取組
教職員の人事・定数配置業務	人事評価制度や管理職登用制度を実施するとともに、人事異動基準による教職員の配置を行います。	事業推進
教職員の勤務条件制度に関する業務	県費負担教職員給与費の政令市移管に係る課題の整理等、教職員の勤務時間や給与等の勤務条件制度に関する検討・見直しを行います。	事業推進
その他教職員の研修業務	教員以外の学校職員の研修や教員の特別支援学校教諭免許取得のための講習の開催、教員免許更新制度への対応を行います。	事業推進
教育研究団体補助事業	校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている各種教育研究団体に補助金を交付し、活動を支援します。	事業推進
教科教育研究事業	教育に関する基礎的・実践的な調査研究の成果を踏まえた指導助言等を各学校に対して行い、教育力の向上を図ります。	事業推進

特別支援教育の推進と児童生徒等の就学支援

現状と課題

特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒数が増加しており、こうした障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切に教育的支援を行っていくことが求められています。通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする

児童生徒に対する、小・中・高等学校における体制整備が大きな課題となっています。市立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は増加傾向にあることから、海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談、就学支援の充実が必要です。

計画期間(2011～2013年度)の取組

特別支援教育サポーターの配置を拡充し、小中学校の発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育的支援を充実します。中学校北部地区通級指導教室を整備するとともに、多摩区及び麻生区の小学校通級指導教室の狭あい解消に向けて取り組みます。重複障害特別支援学級の再編整備に向け、大戸小学校と稲田小学校では特別支援学校小学部への移行に向け取組を進めるとともに、さくら小学校では方向性の再検討に向け研究実践を進めます。

「田島養護学校再編整備方針」に基づき、旧東桜本小学校に小・中学部を整備するとともに、現位置には高等部の整備を進め、老朽化や狭あいなどの課題解決に向けて取り組みます。聾学校を整備し専門性の向上を図るとともに、市立養護学校の狭あいなどの課題の解決をめざし、市立養護学校高等部分教室を2011年度に開設します。日本語指導が必要な外国人児童生徒が、安心して学校に通えるように、日本語指導等協力者を派遣し、日本語指導や学習支援を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
特別支援教育推進事業 障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握した支援を推進します。	特別支援教育サポーターの配置(100人) 特別支援教育巡回指導員の配置 中学校通級指導教室(北部)の整備手法検討 中学校通級指導教室(南部)、(中部)整備完了 小学校通級指導教室 多摩区整備手法検討 麻生区基本・実施設計 重複障害特別支援学級の再整備の検討	特別支援教育サポーターの配置拡充(新規10人、計110人) 特別支援教育巡回指導員と区教育担当の連携強化による障害のある児童生徒への支援充実 中学校通級指導教室(北部)工事基本・実施設計 小学校通級指導教室 多摩区基本・実施設計 麻生区基本・実施設計 重複障害特別支援学級の再整備の検討 重複障害特別支援学級の研究実践・さくら小	特別支援教育サポーターの配置による教育的支援の充実 小学校通級指導教室 基本・実施設計 工事着手	→ 工事着手・完成 小学校通級指導教室 工事着手・完成・移転 完成・移転 特別支援学校小学部移行に向けた整備・大戸小、稲田小	事業推進 特別支援学校小学部へ移行(2014年度)・大戸小、稲田小 重複障害特別支援学級の方向性再検討(2014年度)・さくら小



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
特別支援学校等再編整備事業 (再掲) 老朽化や狭あいが課題となっている田島養護学校を整備するとともに、聾学校の専門性の向上や市立養護学校の分教室の整備を進めます。	田島養護学校整備基本・実施設計 聾学校の専門性向上に向けた取組の推進 市立養護学校高等部分教室整備に向けた取組の推進	田島養護学校整備実施設計 聾学校の専門性向上に向けた取組の推進 市立養護学校高等部分教室開設	整備着手 新専門学科開設	完了	供用開始(2014年度)
奨学金認定・支給事務 現行の奨学金制度を見直し、経済的理由により修学困難な高校生、大学生に対し、修学支援を行います。	奨学金制度による支援の実施	奨学金制度の見直しに向けた検討	奨学金の見直し	見直し結果に基づく修学支援の実施	事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談事業 海外帰国・外国人児童生徒の相談に適切に対応していくため、日本語指導や学習支援を行います。	海外帰国・外国人児童生徒の相談の実施 日本語指導等協力者の派遣	海外帰国・外国人児童生徒の相談の実施 日本語指導等協力者の派遣拡充による学習支援の充実			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
就学援助・就学事務	経済的に困窮している世帯に対し就学援助を行うとともに、就学事務を円滑に実施します。	事業推進

不登校等に総合的に対応した教育体制づくりの推進

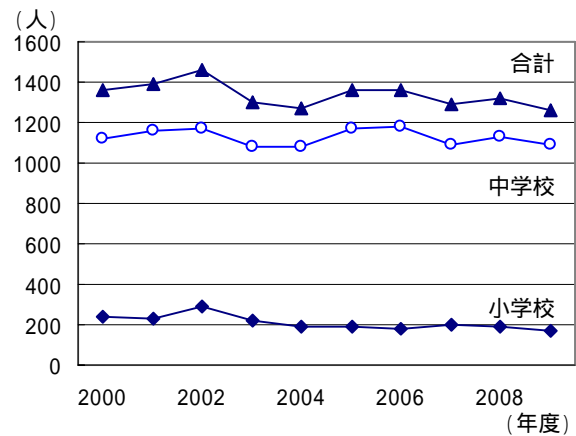
現状と課題

核家族化の進展やライフスタイルの多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちが普段の生活における不安や悩みを抱えることが見受けられることが多くなり、こうしたことに対応する教育体制や取組が必要となっています。

また、いじめや不登校を未然に防止するために、子どもたちに豊かな人間関係を育むことが重要です。

こうした、いじめや不登校などの喫緊の課題に適切に対応するとともに、障害の有無、国籍等に関わらず、すべての子どもたちが、いきいきと個性を發揮できる教育を進めていくことが大切です。

不登校児童生徒数推移



(本市調べ)

計画期間(2011～2013年度)の取組

いじめや不登校を生まない環境づくりをめざした「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、子どもたちの豊かな人間関係を育成します。

スクールカウンセラーを中学校に配置、学校巡回カウンセラーを小学校・高等学校に派遣することにより教育相談体制を充実します。学校生活における不安や悩み、中学校進学に

伴う不安等に対して、小・中学校が連携し軽減していく取組を進めるため、フレンドシップかわさき事業(心のかけはし相談員)を実施します。

不登校の状態が続いている子どもたちの学校復帰等に向けて運営している適応指導教室(ゆうゆう広場)を増設します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
共生・共育推進事業 いじめ・不登校の早期発見・未然防止をめざした取組を実施します。	「かわさき共生＊共育プログラム」の実践によるいじめ不登校を生まない取組の推進 インターネット相談窓口の運営による問題の早期対応と未然防止の取組の推進	「かわさき共生＊共育プログラム」の実践によるいじめ不登校を生まない取組の推進 インターネット相談窓口の運営による問題の早期対応と未然防止の取組の推進			事業推進
児童生徒指導・相談業務 児童生徒指導等の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を実施します。	スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの配置 フレンドシップかわさき(不登校対策推進事業)の実施 スクールソーシャルワーカーの配置(4人)	スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの配置 フレンドシップかわさき(不登校対策推進事業)の実施 スクールソーシャルワーカーの配置拡充(新規1人、計5人)	スクールソーシャルワーカーの配置拡充(新規1人、計6人)	スクールソーシャルワーカーの配置拡充(新規1人、計7人)	事業推進
適応指導教室事業 不登校となっている児童生徒の居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営するとともに、新たに1か所開設します。	適応指導教室「ゆうゆうなかはら」の開設 適応指導教室の運営、5か所	適応指導教室の整備(高津区) 適応指導教室の運営、5か所	適応指導教室の開設(高津区) 適応指導教室の運営、6か所		事業推進



【基本施策 - 2 - (1)】子どものすこやかな成長の保障

事業名	事業概要	計画期間の取組
子どもの権利学習推進事業(再掲)	子どもの権利学習の充実に向けた検討や、検討を踏まえた資料作成を実施するとともに、学校が子どもの権利学習を行う際に講師の派遣を行います。	事業推進
人権教育推進事業(再掲)	人権・同和教育に関する教職員等の研修・啓発等の充実を図り、人権教育を推進します。	事業推進
多文化共生教育推進事業(再掲)	互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうとする意識を育むために、学校に講師を派遣します。	事業推進

【基本施策 - 2 - (2)】教育環境の整備

義務教育施設等の効率的マネジメント

現状と課題

義務教育施設においては、建築後 20 年を経過した建物が約 7 割を占めており、施設の老朽化が進行しています。
 学校施設は、多様な指導方法に対応できるよう高機能かつ多機能な施設環境を備えるとともに、地域との連携、防犯対策、バリアフリー化、健康や安全性などさまざまな面での配慮が必要です。
 学校施設を整備する際にも、環境への負荷を低減させるため、省エネ型機器の導入や断熱性の向上など環境に配慮することが必要です。
 多くの学校教育施設が抱える諸課題に、より早期にかつ効率的に対応する手法として、既

存学校施設の改修による再生が必要となっています。
 学校教育施設を地域資源として有効に活用するとともに、安全・安心で快適な教育環境を確保するため、ライフサイクルコストを意識した長期的な視点で施設を効率的にマネジメントしていくことが重要です。
 特別支援学校に就学を希望する児童生徒の増加に伴い、施設の狭あいが課題となっています。また障害の重度重複化、多様化に対応した一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備が求められています。

計画期間(2011～2013 年度)の取組

より多くの学校施設の教育環境を、早期かつ効率的に改善するため、既存学校施設の改修による再生整備を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、教育環境の改善と環境対策を併せて推進します。
 学校教育施設を効率的にマネジメントしていくため、「かわさき資産マネジメントプラン」の考え方も取り入れながら、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減をめざして施設の現状把握と計画的な保全手法の導入に向けた取組を推進します。
 安全・安心で快適な教育環境を提供するため、既に着工している老朽化した校舎等の改築・大規模改修の完了に向けて事業を計画的に推進します。
 2010 年度に着工した上作延小学校、百合丘小学校の改築事業において、窓面の日除け、

夏季の夜間換気システム及び断熱効果の高い壁等の導入により建物の環境性能の向上を図るなど、環境に配慮した学校施設整備を進め、環境への負荷の低減を図るとともに、設備を活用して子どもたちの環境に対する関心を深めていきます。
 「田島養護学校再編整備方針」に基づき、旧東桜本小学校に小・中学部を整備するとともに、現位置には高等部の整備を進め、老朽化や狭あいなどに伴う課題解決に向けて取り組みます。
 聾学校を整備し専門性の向上を図るとともに、市立養護学校の狭あいなどの課題の解決をめざし、市立養護学校高等部分教室を 2011 年度に開設します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
既存学校施設再生整備事業 既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、学校施設の長寿命化、環境対策を実施します。	再生整備手法の検討	モデル事業設計(2校)	モデル事業工事(2校) モデル事業の検証	→	モデル事業の検証を踏まえた取組の推進



事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
<p>学校施設の維持管理事業</p> <p>既存校舎の長寿命化をめざし、施設の適切な維持管理を実施するとともに、計画的な保全手法の導入に向けた取組を推進します。</p>	<p>学校施設の維持補修の実施</p>	<p>「教育施設長期保全計画」策定に向けた検討</p>	<p>→</p>	<p>「教育施設長期保全計画」策定</p>	<p>事業推進</p>
<p>安全で快適な教育環境整備事業</p> <p>教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やエレベーターの整備を進めます。</p>	<p>学校トイレの環境整備(9校、32か所) 既存校のエレベーターの設置(3校)</p>	<p>学校トイレの環境整備(22校、75か所) 既存校のエレベーターの設置(5校)</p>	<p>学校トイレの環境整備(10校、37か所) 既存校のエレベーターの設置(2校)</p>	<p>学校トイレの環境整備(7校、25か所) 既存校のエレベーターの設置(2校)</p>	<p>事業推進</p>
<p>学校教育施設の改築・大規模改修事業</p> <p>老朽化した校舎等を改築・改修し、多様化する教育内容や教育方法に対応できる学校施設として整備します。</p>	<p>改築工事 上作延小着手 百合丘小着手 大規模改修工事 大師中 西中原中 大師小着手 川中島小着手 東菅小着手 旭町小着手 統合に伴う改修工事 さくら小着手</p>	<p>改築工事 上作延小完成 百合丘小完成 大規模改修工事 大師中完成 西中原中完成 大師小 川中島小 東菅小 旭町小 統合に伴う改修工事 さくら小完成</p>	<p>大規模改修工事</p> <p>完成 完成 完成 完成</p>	<p>老朽化した校舎の施設整備方針の検討</p>	<p>老朽化した校舎の施設整備方針の策定</p>
<p>特別支援学校等再編整備事業</p> <p>老朽化や狭あいが課題となっている田島養護学校を整備するとともに、聾学校の専門性の向上や市立養護学校の分教室の整備を進めます。</p>	<p>田島養護学校整備基本・実施設計 聾学校の専門性向上に向けた取組の推進 市立養護学校高等部分教室整備に向けた取組の推進</p>	<p>田島養護学校整備実施設計 聾学校の専門性向上に向けた取組の推進 市立養護学校高等部分教室開設</p>	<p>整備着手 新専門学科開設</p>	<p>完了</p>	<p>供用開始 (2014年度)</p>
<p>市立高等学校再編整備事業(再掲)</p> <p>川崎高校を併設型の中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校へ再編整備するなど、魅力ある市立高等学校づくりを進めます。</p>	<p>川崎高校及び附属中学校整備基本・実施設計</p>	<p>川崎高校及び附属中学校整備実施設計・整備着手</p>	<p>整備</p>	<p>完了</p>	<p>供用開始 (2014年度)</p>

児童生徒の増加に対応した教育環境整備の推進

現状と課題

首都圏における本市の立地優位性やこれまでの本市のまちづくりにより生活利便性が向上するなど、居住地として本市を選ぶ人が若い世代を中心に増加しています。
特に、武蔵小杉駅周辺では、民間活力を活かした再開発とあわせて、公共施設の駅周辺への再配置が進められるとともに、2010年3月にはJR横須賀線武蔵小杉駅が開業するなど、より一層の生活利便性の向上が図られています。

一方で、こうした地域では、児童生徒も増加している状況から、子ども一人ひとりの理解に応じた指導や、特別教室、体育館などの施設の活用や安全面など良好な教育環境の確保への配慮が必要です。

また、子母口小学校については狭あいなどが課題となっており、子どもたちの早期の教育環境改善が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、児童生徒が増加している学校の校舎の改築や増築を実施します。特に子どもの増加が著しい武蔵小杉駅周辺地域では、良好な教育環境を確保していくために、小学校の新設に向けた取組を進めます。

子母口小学校と東橋中学校の児童生徒増加に伴う施設狭あいなどの課題解決に向け、合築整備による小中9年間にわたる教育環境の改善を図ります。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
児童生徒増加対策事業 児童生徒の増加に的確に対応した教育環境整備を実施します。	武蔵小杉駅周辺地域の小学校新設に向けた検討 子母口小と東橋中の教育環境整備の検討 校舎増築工事 今井小着手 未長小着手 はるひ野小中基本・実施設計 校舎改築工事 大谷戸小基本調査 児童生徒が増加している地域ごとの対応の検討	武蔵小杉駅周辺地域の小学校新設に向けた取組の推進 子母口小と東橋中の合築整備基本・実施設計 校舎増築工事 今井小完成 未長小完成 はるひ野小中基本・実施設計 校舎改築工事 大谷戸小基本・実施設計 上丸子小基本構想 基本・実施設計 児童生徒が増加している地域ごとの対応の検討	実施設計 校舎増築工事 着手 校舎改築工事 着手 基本・実施設計	整備着手 校舎増築工事 完成 校舎改築工事 完成 着手	事業推進 完了(2014年度) 校舎改築工事 完成(2014年度)

私立学校等の振興

現状と課題

個性豊かで特色ある教育を行っている私立学校等は、それぞれの創意工夫によって財政基盤の安定化を図り、多様な教育活動を実施し、魅力的な学校となるよう努めています。

市民の多様化する教育ニーズに応えるため、個性豊かな教育を実践する私立学校等の教育環境を充実させることが必要です。

計画期間(2011～2013年度)の取組

教材や教具等備品の購入、教職員の研修に要する経費の一部補助を実施します。
市内私立中学高等学校長協会との懇談会を通じて、学校が抱える諸課題の解決に向けた取

組を進めます。
私立学校等の意見の集約に努め、教育環境等の向上のために必要な事業について補助を実施します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
私立学校等補助事業 私立学校等が多様で魅力ある教育を推進できるよう、教育環境の充実に支援します。	備品の購入や教職員研修経費の一部補助の実施 教育環境等の向上のために必要な事業への補助の実施	備品の購入や教職員研修経費の一部補助の実施 教育環境等の向上のために必要な事業への補助の実施			事業推進

【基本施策 - 2 - (3)】地域に開かれた特色ある学校づくり

創意工夫を発揮できる学校づくり

現状と課題

保護者や地域の方々の意見、子どもの学習状況や生活状況などの多様化により、各学校は地域に根ざし、創意工夫を発揮した個性ある教育活動が求められています。

子どもの生活実態調査からは、学年が上がるにつれて学校の満足度が低下していくことが読み取れ、各学校の創意工夫ある取組を支援するシステムを構築し、それぞれの特色を活かしながら、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することが求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、学校の裁量権を拡大し、校長がリーダーシップを発揮して特色ある学校経営を行うことができる環境づくりを行います。PDCA サイクルに基づいた、公正な学校評価を実施します。また、評価結果を保護者・地域住民に広く公表し、組織的・継続的に教育活動や学校運営の改善・充実を図るとともに開かれた学校づくりを推進します。保護者や地域への説明責任を果たしていくため、学校経営計画の公表や授業の公開を進めます。

地域の方に郷土史や昔の生活の様子を語っていただくなど、地域の人材やNPO、企業などを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。各学校が地域の特性を把握し、創意工夫をした独自の教育活動を実施することにより、子どもたち一人ひとりが個性や独創性を十分に発揮し、「学ぶことの楽しさ」を実感できるような取組を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
特色ある学校づくり推進事業 創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用を推進するなど、特色ある学校づくりを進めます。	地域人材を活用した特色ある学校づくりの推進 教育ボランティアコーディネーター配置による学校教育活動の充実 各校の創意工夫を活かした取組の推進	地域人材を活用した特色ある学校づくりの推進 教育ボランティアコーディネーター配置による学校教育活動の充実 各校の創意工夫を活かした取組の推進			事業推進
事業名	事業概要			計画期間の取組	
学校の管理運営等に関する事務	各学校の状況にあわせた、特色を活かした学校運営を行っていきけるよう、学校の裁量権を拡充します。			事業推進	

保護者・地域住民の参加促進と区における教育体制の整備

現状と課題

地域に開かれた特色ある学校となるためには、学校の運営に多くの地域住民が参画することが重要であり、これまで本市では、子どもや保護者、教職員からなる学校教育推進会議をすべての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後もこうした取組をさらに充実させていくことが必要とされています。

学校が抱えるさまざまな課題を、地域社会との連携を強化して解決していくために、区において教育支援を推進していく必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

各区「こども支援室」において、区・教育担当が保健・福祉部門と連携して学校運営全般に対する支援を実施します。
また、学校の抱えるさまざまな課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、地域の子ども支援に関わる諸団体・機関との連携を強化しながら、区における子ども支援を推進します。
学校施設の有効活用を推進し、夜間・土日を含めて学校を地域コミュニティの核として活

用できるようにしていきます。
「区・学校支援センター」により、地域人材を活用した学校と地域社会の活性化をめざした取組を推進します。
保護者や地域住民が教員と一体となって学校運営に取り組む、コミュニティ・スクールの成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 保護者、地域住民、学校が一体となって学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを支援します。	コミュニティ・スクールの運営支援 コミュニティ・スクールの取組成果を他の学校へ周知	コミュニティ・スクールの運営支援 コミュニティ・スクールの取組成果を他の学校へ周知			事業推進
区における教育支援推進事業 学校が抱えるさまざまな課題を地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。	区における学校運営支援等の推進 学校運営全般に対する支援 学校間及び学校と地域の連携強化 地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の充実 学校施設の有効活用の推進 スクールソーシャルワーカーの配置(4人) 「区・学校支援センター」による取組の推進	区における学校運営支援等の推進 学校運営全般に対する支援 学校間及び学校と地域の連携強化 地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の充実 学校施設の有効活用の推進 スクールソーシャルワーカーの配置拡充(新規1人、計5人) 「区・学校支援センター」による取組の推進	スクールソーシャルワーカーの配置拡充(新規1人、計6人)	スクールソーシャルワーカーの配置拡充(新規1人、計7人)	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
地域における教育活動の推進事業(再掲)	学校と地域の連携推進など地域の教育活動の活性化を図るため、地域教育会議の運営などを実施します。	事業推進

地域に根ざした市立高等学校づくり

現状と課題

市立高等学校は、特色ある専門学科を数多く設置するなど各校の特色づくりを進めてきましたが、社会状況の変化に伴って、生徒の学習ニーズや進路希望の多様化も進んでいます。

また、創意工夫を活かした特色ある教育の展開が求められており、これからも、生徒のさまざまな学習ニーズに柔軟に対応する高等学校づくりに取り組む必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

「市立高等学校改革推進計画」に基づき川崎高校を改築し、併設型の中高一貫教育校（生活科学科・福祉科は現行どおり併設）及び二部制定時制課程（昼間部（新設）夜間部）を有する学校へ再編整備し、魅力ある市立高等学校づくりをさらに推進します。

また、公有地を有効に活用していく観点から、川崎高校の再編整備にあわせ「南部地域療育センター」を複合施設として整備します。

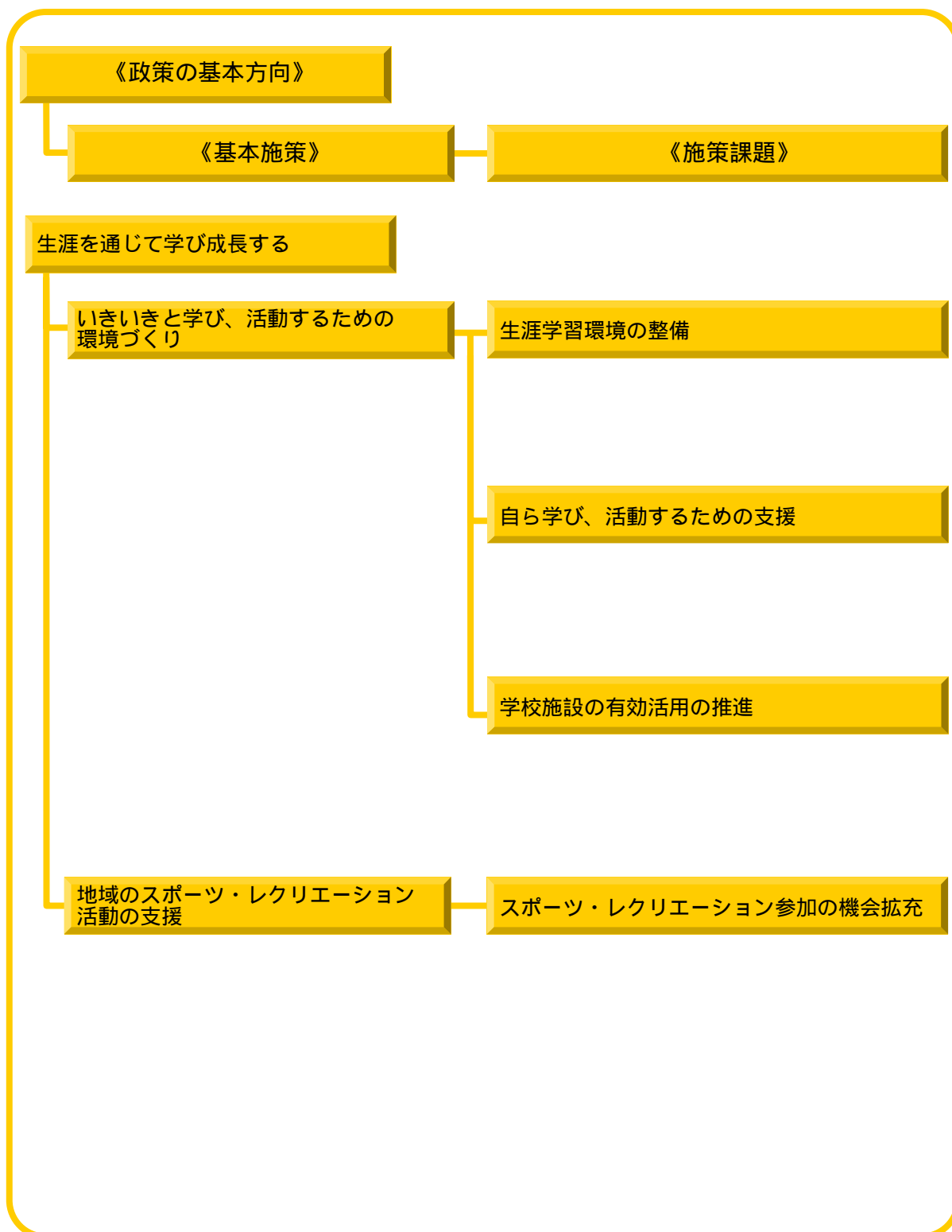
中高一貫教育校においては、生徒が充実した学校生活を送り個性を一層伸ばせるよう、特色ある教育を展開できる ICT (Information and Communication Technology) 環境整備やカリキュラム開発など、新たな学校に求められるさまざまな取組を推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
市立高等学校再編整備事業 川崎高校を併設型の中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校へ再編整備するなど、魅力ある市立高等学校づくりを進めます。	川崎高校及び附属中学校整備基本・実施設計	川崎高校及び附属中学校整備実施設計・整備着手	整備	完了	供用開始 (2014年度)
中高一貫教育推進事業 中高一貫教育校で特色ある教育を展開していくことをめざし、さまざまな取組を推進します。	中高一貫教育校の基本構想及び学習基本計画の検討	カリキュラム開発及びICT環境整備の検討			中高一貫教育開始 (2014年度)
事業名	事業概要			計画期間の取組	
魅力ある高校教育の推進事業	各学校が持つ専門性を活かして、市民の方が参加できる聴講制度や開放講座を実施し、地域や社会に開かれた高校づくりを進めます。			事業推進	

- 3 生涯を通じて学び成長する

市民の学習や活動がより豊かに行われ、学習の成果が地域社会へ還元されるとともに、相互に学び合える環境づくりに向け、市民の主体的で多様な学習活動を支援します。



【基本施策 - 3 - (1)】いきいきと学び、活動するための環境づくり

生涯学習環境の整備

現状と課題

地域が抱える課題が多様化、複雑化し、その解決に向けて地域の力が必要とされている中、課題を地域自らが解決していく学習環境の整備が求められています。

地域に密着した生涯学習や市民活動の場を整備する必要があります。

計画期間(2011～2013年度)の取組

武蔵小杉駅南口地区西街区の再開発にあわせ、市民の読書活動の拠点として、中央図書館の機能を備えた新中原図書館を2012年度に開館します。
富士見周辺地区整備実施計画に基づき、教育文化会館の再整備に向けた検討を進めます。

情報化社会に対応し、市民のさまざまなニーズに対応できる図書館サービスを提供するために、図書館職員の専門性の向上、レファレンス機能の強化を図ります。
ICTを活用し、図書館の市民利便性の向上やコスト削減をめざした取組を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
教育文化会館・市民館の管理運営 教育文化会館・市民館・分館の適切な維持管理を推進するとともに、委託化により効率的な運営を実施します。	総合管理運営業務の委託化(7館) 施設改修・補修	総合管理運営業務の委託化による効率的な管理運営(7館) 施設改修・補修			事業推進
生涯学習施設の整備事業 市民の読書活動の拠点となる新中原図書館を整備するとともに、市民活動の場の環境整備を進めます。	新中原図書館の整備 教育文化会館の再整備に向けた検討	新中原図書館の整備 教育文化会館の再整備に向けた検討	開館		事業推進
図書館の管理運営 ICTの活用により市民の利便性向上を推進するとともに、委託化などにより図書館の管理運営業務の効率化を進めます。	新中原図書館の開館準備 蔵書へのICタグ貼付 図書館コンピュータシステムの改修	新中原図書館の開館準備 蔵書へのICタグ貼付 図書館コンピュータシステムの改修	新中原図書館の開館 市民の読書活動の拠点として新中原図書館の事業推進 蔵書へのICタグ貼付完了	図書館貸出業務のICT化による市民利便性の向上	事業推進
図書館図書整備事業 市民の学習を支える資料・情報等の提供拡大を図るため、市民ニーズを反映し、整備します。	市民ニーズを的確にとらえた図書等の整備 デジタル資料、有料データベースの充実	市民ニーズを的確にとらえた図書等の整備 デジタル資料、有料データベースの充実			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
生涯学習財団補助事業	市民の高度な学習ニーズに対応し、地域の課題解決に向けた学習を教育関係団体等と連携を図りながら促進するとともに、効率的な財団運営を推進します。	事業推進
図書館の閲覧奉仕事業	来館困難者や視覚障害者等への支援のため、図書の貸出サポートサービスや対面朗読等を実施するとともに、大学図書館や他機関との連携などにより読書環境整備を推進します。	事業推進
青少年教育施設の管理運営(再掲)	青少年の体験学習や子どもの居場所づくりのため、指定管理者による施設の適切な管理運営等を行います。	事業推進
読書のまち・かわさき推進事業(再掲)	学校・地域・家庭においてさまざまな読書活動を推進するための環境整備を行います。	事業推進
学校施設の有効活用事業(再掲)	市民主体による学校施設の有効活用を図ります。	事業推進

自ら学び、活動するための支援

現状と課題

シニア世代の活動の場が職場から地域に移っていきにあたり、この世代がこれまで培ってきた豊富な経験・知識・能力を発揮し、これを地域の課題解決のために活かしていくことが重要となっています。
学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすことができる生涯学習事業を展開し、地域の

人材資源などを活かしながら、今後の地域を担っていく人材の育成や地域の教育力の向上を進めることが課題となっています。
核家族化が定着し、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、家庭教育について地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

シニア世代が、地域の課題解決の原動力として活躍できるよう、社会参加への支援を進めていきます。
市民の学習及び活動の支援、社会教育に関わる市民団体、ボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行い、市民の力による地域の教育力向上をめざします。
学びの成果を地域課題の解決に活かしていけ

るよう、区役所関係部署と連携しながら、取組を進めていきます。
市民の自主的な学習や市民活動を効果的に支援するため、生涯学習情報の提供・相談等を実施します。
学齢期までの子育て期の市民を継続的に支援し、地域全体で支え合う家庭教育環境の構築をめざします。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
家庭教育振興事業 子育て期の市民を地域全体で支えあう家庭教育環境を構築します。	各区社会教育施設における家庭・地域教育学級の実施 地域で気軽に参加できる家庭教育に関する学習機会の提供	各区社会教育施設における家庭・地域教育学級の実施 地域で気軽に参加できる家庭教育に関する学習機会の提供			事業推進
社会教育振興事業 市民の自主的な学習や自立した市民活動を区役所と連携しながら支援します。	シニア関連事業の実施 地域課題等に対応した事業の実施	シニア世代の社会参加支援事業の実施 新たな社会課題や地域課題に対応した社会教育事業の実施 地域人材の育成や活動支援事業の実施			事業推進
地域における教育活動の推進事業 学校と地域の連携推進など地域の教育活動の活性化を図るため、地域教育会議の運営などを実施します。	全中学校区・各区での地域教育会議の実施 川崎市地域教育会議交流会の実施	全中学校区・各区での地域教育会議の実施 川崎市地域教育会議交流会の実施			事業推進
生涯学習情報の収集・提供事業 生涯学習等に関する情報を収集し、広く市民に提供し、市民の自主的な生涯学習を支援します。	市民館における関係機関と連携した生涯学習情報の提供・学習相談業務の実施 生涯学習財団の生涯学習情報提供・相談事業の見直しに向けた検討	市民館における関係機関と連携した生涯学習情報の提供・学習相談業務体制の強化 生涯学習財団の生涯学習情報提供・相談事業の見直し	生涯学習財団の生涯学習情報提供・相談事業の充実		事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
川崎市子ども会議推進事業	子ども会議を開催し、子どもの社会参加を進めていきます。	事業推進
視聴覚教育事業	生涯学習における学習ニーズの多様化などに応えるため、視聴覚機器・教材の活用と充実を図ります。	事業推進

学校施設の有効活用の推進

現状と課題

市民の自主的な生涯学習・文化・スポーツ活動や市民活動が活発化する中、地域コミュニティの核として存在する学校施設の地域開放をより推進し、市民に活動の場を提供していくことが必要となっています。
学校施設は地域の貴重な財産であり、学習や活動の場としてさまざまに活用できることが

ら、シニア世代をはじめとする市民が自主的に学校施設の利用調整や管理運営を行っていくことが求められています。
学校施設開放にあたっては、施設開放の進展に伴い、受益者負担の適正化に関する検討が必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

身近な学校施設を市民の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効活用する取組をさらに進め、市民が学び、活動する環境の整備を、セキュリティ対策を講じながら、地域コミュニティの核として活用できるようにしていきます。
校庭、体育館、プール、教室等の学校施設の有効活用を推進し、土日、夜間を中心として

地域コミュニティの核として活用できるよう地域主体の管理を進めます。
地域への貸出しを含めた学校図書館の有効活用を進め、地域の読書活動を支援します。
一層の学校施設開放・有効活用の推進に向けて、区役所と連携した取組を進めます。
また、受益者負担の導入に向け検討を進めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
学校施設の有効活用事業 市民主体による学校施設の有効活用を図ります。	土日・夜間などの地域を主体とした学校施設(校庭・体育館・プール・教室等)の管理及び有効活用の推進 区役所と連携した学校施設有効活用の検討 学校図書館の有効活用の実施 受益者負担の導入に向けた検討	土日・夜間などの地域を主体とした学校施設(校庭・体育館・プール・教室等)の管理及び有効活用の推進 幸区役所と連携した学校施設有効活用のケーススタディの実施 学校図書館の有効活用の実施 受益者負担の導入に向けた検討	ケーススタディの成果を踏まえた他の地域での学校施設有効活用の推進	受益者負担の導入	事業推進

【基本施策 - 3 - (2)】地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援

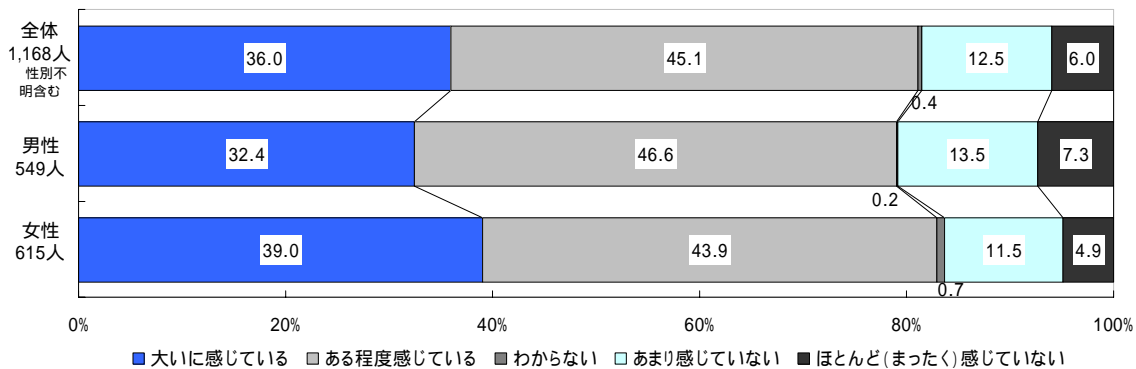
スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充

現状と課題

地縁意識の希薄化や高齢化が進行している中で、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を整備し、健康増進やコミュニティの形成を図ることが課題となっています。優れた競技スポーツを観戦することは、感動や共感を覚え、健康や体力の向上、スポーツ参加への動機となります。

生涯スポーツ社会の実現のためには、地域スポーツ活動の拠点となるスポーツセンター等を中心として、地域の特性やスポーツ資源を有効に活用し、各地域において効果的なスポーツ施策を推進することが必要です。

運動不足を感じる人の割合



(2010年度川崎市民のスポーツに関するアンケート調査(本市調べ))

計画期間(2011~2013年度)の取組

スポーツ振興を通じた市民との協働による地域のまちづくりや健康づくりといった観点などから、新たな「スポーツ振興基本計画」を策定し、総合的なスポーツ施策を推進します。トップアスリートが参加する大規模スポーツ大会を開催し、市民にスポーツを通して夢や感動を与えることで、スポーツへの関心を高める取組を推進します。

多摩川を身近に感じ、親しみを持ち、本市への愛着及び川崎の魅力のPRを図るため、川崎国際多摩川マラソン、多摩川リバーサイド駅伝、多摩川カヌー教室を開催します。富士見周辺地区の整備と連携することで、スポーツ・文化複合施設の整備に向けた取組を推進します。

体育指導委員の活動などを通じた地域スポーツ活動の振興を図るとともに、市民大会や市民体力テストなどの各種スポーツ事業を実施します。

地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、新たなクラブ設立に向け、地域の組織づくりのための取組を推進します。



「多摩川リバーサイド駅伝」の様子

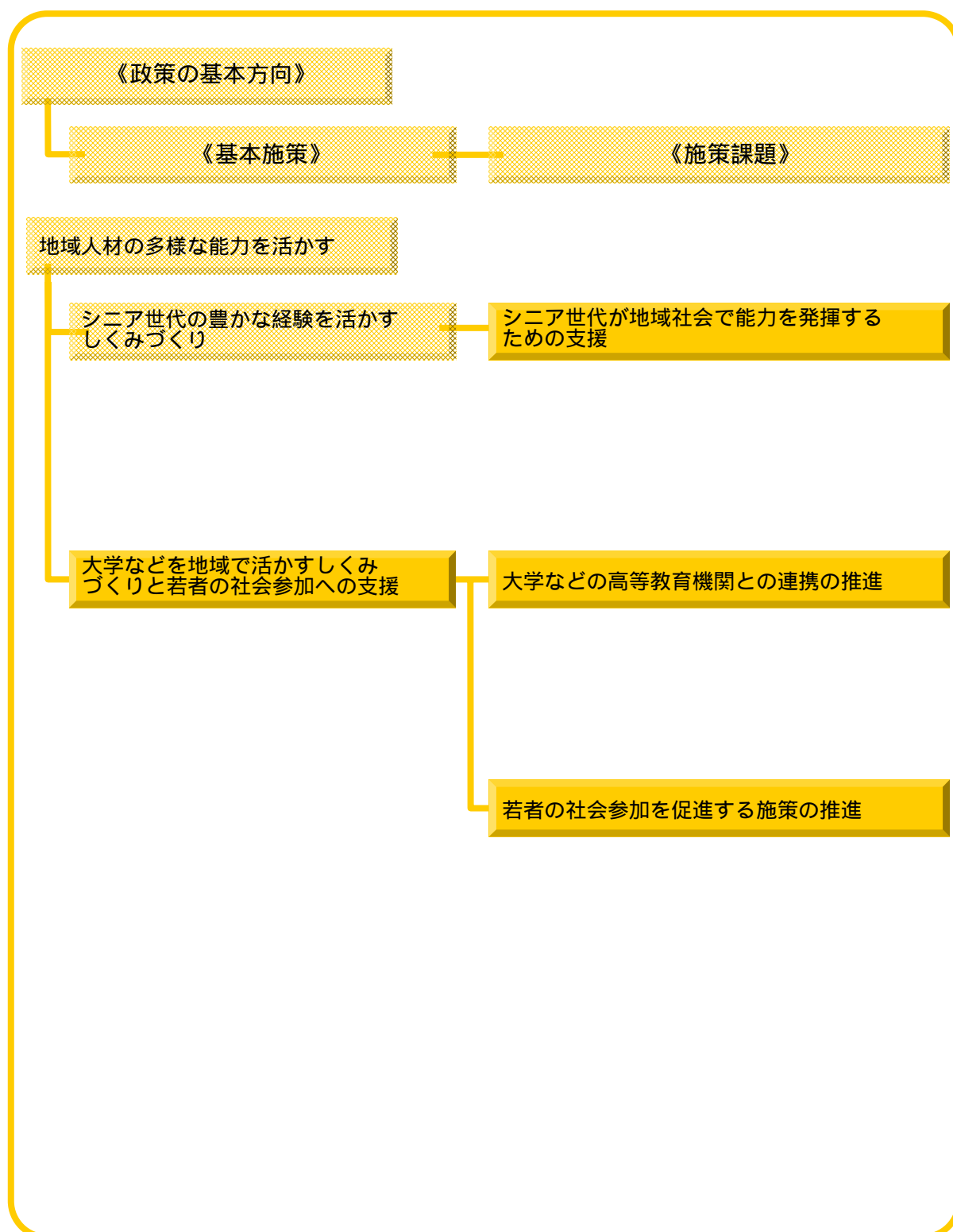
具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標				
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降	
市民スポーツ活動の推進事業 体育指導委員の活動などを通じた地域スポーツ活動の振興を図るとともに、市民スポーツ大会などの各種スポーツ事業を実施します。	大規模スポーツ大会の実施 国際陸上競技大会 日本陸上競技選手権大会 トランポリンジャパンクラブチャンピオンシップ 競技スポーツ選手、指導者育成事業の推進 各種スポーツ事業の実施 新たな「スポーツ振興計画」の策定に向けた取組の推進	大規模スポーツ大会の実施 国際陸上競技大会 日本陸上競技選手権大会 トランポリンジャパンクラブチャンピオンシップ トランポリンワールドカップ川崎大会 競技スポーツ選手、指導者育成事業の推進 各種スポーツ事業の実施 新たな「スポーツ振興基本計画」の策定	新たな「スポーツ振興基本計画」に基づく事業推進			事業推進
総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業 総合型地域スポーツクラブを育成して、スポーツ振興を推進します。	総合型地域スポーツクラブの市内5クラブ設立 育成アドバイザー派遣などの設立準備会の活動支援 広報などによる既存クラブの活性化支援	総合型地域スポーツクラブの川崎区・宮前区での設立(各区1クラブの設立完了) 育成アドバイザー派遣などの設立準備会の活動支援 広報などによる既存クラブの活性化支援	総合型地域スポーツクラブの設立支援			事業推進
多摩川を活用したスポーツ大会開催事業 市民が参加し多摩川に親しめる施策を推進します。	川崎国際多摩川マラソンの開催 多摩川リバーサイド駅伝の開催 多摩川カヌー教室の実施	川崎国際多摩川マラソンの開催 多摩川リバーサイド駅伝の開催 多摩川カヌー教室の実施				事業推進
スポーツ施設の管理運営 スポーツセンター、武道館を運営し、各種スポーツ教室等の事業を実施します。	スポーツセンター等の指定管理者による管理運営 関係機関や地域関係団体等と協働・連携した取組の実施	スポーツセンター等の指定管理者による管理運営 関係機関や地域関係団体等と協働・連携した取組の実施				事業推進
スポーツ・文化複合施設整備事業 スポーツ・文化・レクリエーション活動拠点の強化を図るため、富士見周辺地区でのスポーツ・文化複合施設の整備に向けた取組を進めます。	「スポーツ・文化複合施設基本計画(素案)」の策定 スポーツ・文化複合施設の整備に向けた調査・検討	スポーツ・文化複合施設に係る基本計画策定及び民間活力の導入による事業手法の検討	事業手法の検討結果を踏まえたスポーツ・文化複合施設に係る実施方針等の策定	スポーツ・文化複合施設の実実施方針等に基づく設計着手及び関係法令手続き		事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
川崎市体育協会補助金	市内のスポーツ活動の普及・振興を行っている体育協会の運営の効率化を進めます。	事業推進
余熱利用市民施設運営事業(再掲)	ごみ焼却の余熱の有効利用と、指定管理者制度を活用した、効果的・効率的な施設運営を行います。	事業推進
運動施設等維持管理事業(再掲)	運動施設の利便性の向上に向け、適切な維持管理を行います。	事業推進
Jリーグクラブ支援事業(再掲)	川崎フロンターレの支援と応援を通して、市民の連帯感を深めるとともに、スポーツ振興・青少年の健全育成などを進めます。	事業推進
競技力の向上(再掲)	競技スポーツ選手の強化・育成や指導者の育成を行うとともに、スポーツ指導者の派遣を行います。	事業推進

- 4 地域人材の多様な能力を活かす

生涯にわたる生きがいの創出や地域社会の活性化を図るために、シニアや若者などさまざまな世代の市民が持つ多様な能力を発揮する場を広げるとともに、大学などの教育機関を地域で活かすしくみづくりの推進や、若者の社会参加への支援を行います。



【基本施策 - 4 - (1)】シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり

シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援

現状と課題

市内には、いわゆる団塊の世代の方々が約 6 万人おり、この世代の方々が 65 歳に達する 2012 年ごろから本格的に地域中心の生活へ移行することが見込まれており、地域社会の大きな変化が予測されています。

こうした機会をとらえ、シニア世代がこれまで培った豊富な経験・知識・能力を発揮し、地域活動の担い手として活躍するための支援に取り組んでいく必要があります。

計画期間(2011～2013 年度)の取組

シニア世代が有する豊富な経験・知識・能力を地域社会の中で発揮しながら、地域活動の

担い手として活躍することができるよう、シニア施策を着実に推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
いきいきシニアライフ促進事業 シニア世代が豊富な経験・知識・能力を地域社会の中で発揮し、地域活動の担い手となるような支援に取り組みます。	既存のシニア向け施策の再構築 ホームページ「かわさきシニア応援サイト」の内容の充実 シニアリポーター運営事業の実施	シニア活動推進会議等を活用したシニア施策に係る情報共有・情報提供 シニア施策の着実な推進			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
生涯現役対策事業(再掲)	高齢者が地域でいきいきとした生活を送ることができる生きがいづくりを支援します。	事業推進
高齢者就労支援事業(再掲)	希望する高齢者に仕事を提供し、就業の機会を確保し、生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。	事業推進
企業等退職者人材活用支援事業(再掲)	優れた技術、経験等を持つ企業等退職者を発掘し、中小企業等とのマッチングを行うとともに、地域で楽しく生きがいを感じながら行う活動を将来的にコミュニティビジネスへ発展させていく取組を支援します。	事業推進
社会教育振興事業(再掲)	市民の自主的な学習や自立した市民活動を区役所と連携しながら支援します。	事業推進
老人クラブ育成事業(再掲)	老人クラブ連合会等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。	事業推進
学校施設の有効活用事業(再掲)	市民主体による学校施設の有効活用を図ります。	事業推進
生涯学習財団補助事業(再掲)	市民の高度な学習ニーズに対応し、地域の課題解決に向けた学習を教育関係団体等と連携を図りながら促進するとともに、効率的な財団運営を推進します。	事業推進

【基本施策 - 4 - (2)】大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援

大学などの高等教育機関との連携の推進

現状と課題

大学等の高等教育機関に知識・技術・人材が蓄積されていますが、地域の貴重な財産として市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興に活かされるよう、地域と大学等が連携する取組が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

大学と地域との連携の成果を広く周知し、更なる連携を推進するため、市民等を対象として、大学連携推進フォーラム等を開催します。市内の大学など高等教育機関から構成される「川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議」等を通じた意見交換を踏まえ、市民向け

事業の実施など、大学との連携を推進します。また、新川崎・創造のもり事業における慶應義塾大学等の研究成果を還元していくため、市内企業等とのネットワークづくりやセミナーの開催などを行います。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
大学連携推進事業 大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産としてとらえ、教育、産業、市民活動等の分野で大学と地域の多様な連携を推進します。	大学連携推進フォーラム等の開催 市と大学との連携・協力協定に基づく事業の推進 大学連携ホームページの運営 大学等高等教育機関との連絡会議を通じた連携強化等	大学連携推進フォーラム等の開催 市と大学との連携・協力協定に基づく事業の推進 大学連携ホームページの運営 大学等高等教育機関との連絡会議を通じた連携強化等			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
社会教育振興事業(再掲)	市民の自主的な学習や自立した市民活動を区役所と連携しながら支援します。	事業推進
新川崎・創造のもり推進事業(再掲)	新川崎・創造のもりにおいて、市民や中小企業を対象とする先端科学技術のセミナー等を開催します。	事業推進

若者の社会参加を促進する施策の推進

現状と課題

ニート、社会的ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者が抱える問題はますます深刻化しており、国では、仕事に就かず学校にも通っていないニートや社会的ひきこもりの若者らの社会参加を後押しする「子ども・若者育成支援推進法」が2010年4月に施行され、子ども・若者を支援するためのネットワーク整備が求められています。円高やデフレなど景気の先行きが不透明なこ

とから企業は新規採用を抑制する傾向にあり、2011年春の卒業予定の大学生の就職内定率が過去最低の57.6%（2010年10月1日現在）に落ち込むなど、依然として若者を取り巻く雇用環境は厳しい状況にあります。年長フリーターや若年無業者数が高止まりのなか、職業的自立に向けた若年者に対する就業支援の拡充が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

支援が必要な子ども・若者が、社会で力を発揮できるよう、総合的な支援施策のあり方について検討します。

「かわさき若者サポートステーション」を拠点としたNPOや地域の若者支援機関とのネットワークを構築し、若者が職業的自立に向けて抱えるさまざまな問題を地域全体で支えていきます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
子ども・若者育成支援推進事業(再掲) 支援が必要な子ども・若者が、社会で力を発揮できるよう、総合的な支援体制の構築を進めます。	「子ども・若者育成支援連絡会議」の開催	「子ども・若者育成支援連絡会議」の開催 支援を必要とする子ども・若者に対する施策のあり方検討	検討結果に基づく取組の推進		事業推進
産業人材育成事業(再掲) 求職者に対する就職支援のための合同研修等を行うとともに、地域における産業人材の育成と活用を推進します。	能力開発・合同研修・就職情報提供等の実施による雇用の創造促進 市内工業高校の学生を対象としたインターンシップ事業の実施	KISと連携した地域雇用創造推進事業の実施 新たな人材育成・雇用創造計画の策定(次期地域雇用創造推進事業) 地域雇用創造実現事業の実施 市内工業高校の学生を対象としたインターンシップ事業の推進	新たな人材育成・雇用創造計画の実施(次期地域雇用創造推進事業)		事業推進

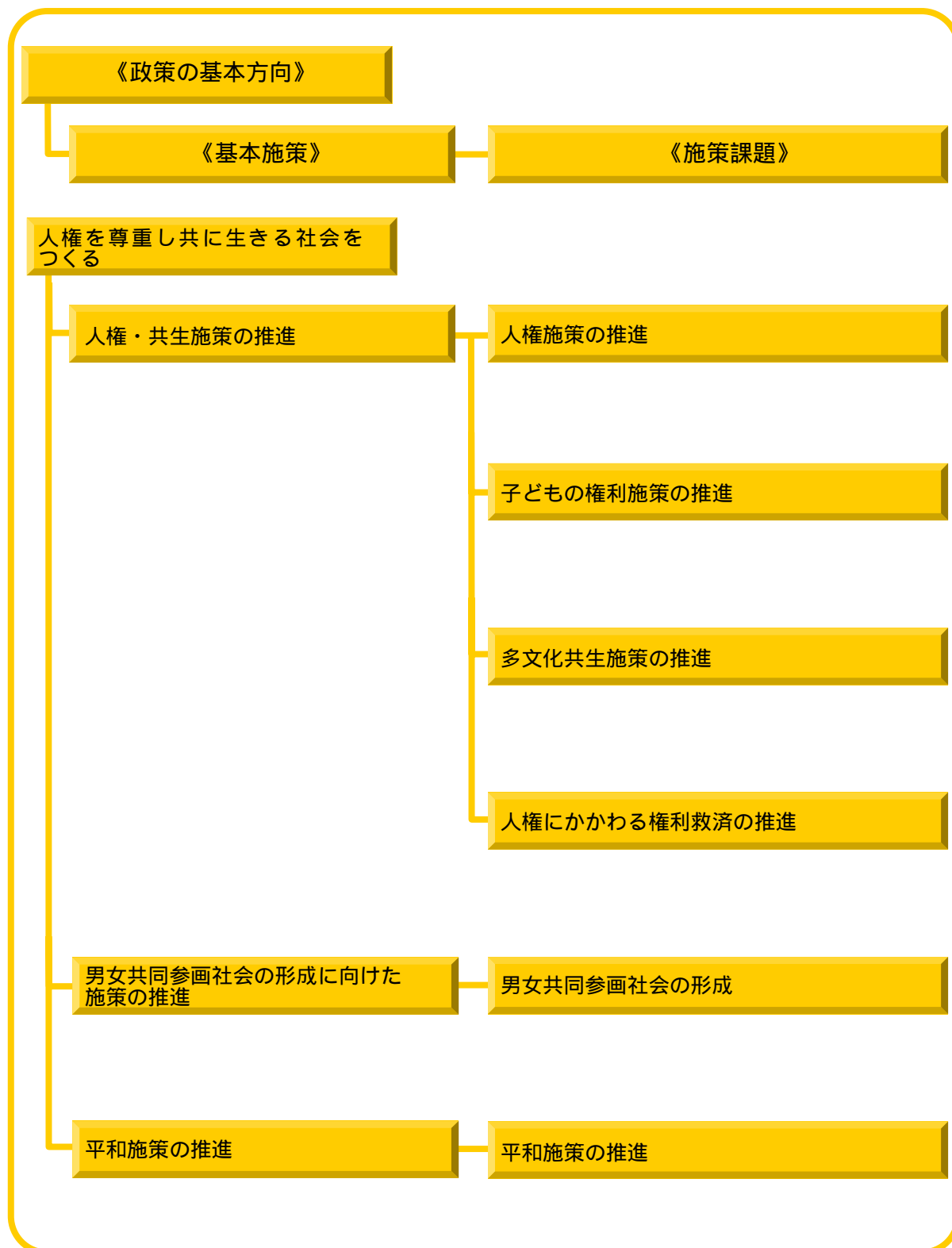


事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
雇用労働対策・就業支援事業(再掲) 労働相談を実施するとともに、求職者等に対する就業カウンセリング等の実施により、相談から就職までの就業支援を行います。	労働相談、街頭労働相談会の実施 「キャリアサポートかわさき」の機能拡充 「ふるさと雇用再生事業」、「緊急雇用創出事業」等による雇用の創出 「かわさき若者サポートステーション」の開設 就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」の構築 KISと連携した地域雇用創造推進事業及び地域雇用創造実現事業の実施	労働相談、街頭労働相談会の実施 「キャリアサポートかわさき」における総合的就業支援の推進 「ふるさと雇用再生事業」、「緊急雇用創出事業」等による雇用の創出 「かわさき若者サポートステーション」との連携による若年者の職業的自立に向けた支援の推進 就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」のコンテンツの充実 KISと連携した地域雇用創造推進事業の実施 新たな人材育成・雇用創造計画の策定 地域雇用創造実現事業の実施			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
青少年啓発活動事業(再掲)	青少年のすこやかな成長にふさわしい、育成環境の実現に向けた取組を進めます。	事業推進
青少年活動推進事業(再掲)	地域における青少年の創造的、自発的活動を助長するため、青少年指導員による青少年の健全育成を図ります。	事業推進
図書館図書整備事業(再掲)	市民の学習を支える資料・情報等の提供拡大を図るため、市民ニーズを反映し、整備します。	事業推進

- 5 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

すべての市民が人間としての尊厳や人権を尊重され、それぞれの違いを認め合い、共に生きることのできる地域社会の実現と平和への貢献に向けた取組を進めます。



【基本施策 - 5 - (1)】人権・共生施策の推進

人権施策の推進

現状と課題

子どもや高齢者に対する虐待や、DV（配偶者からの暴力）などの増加により、人権に関わる取組の重要性は増えています。人権教育・同和問題について、教職員の人権意識の向上を継続的に図ることが必要です。拉致被害者とその家族に対する支援をはじめ、インターネットを利用した人権侵害への対応、

性同一性障害等の性的マイノリティの人々の人権など、さまざまな市民の権利の尊重と人権問題に対する取組が必要となっています。一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民、NPO、NGO、事業者及び行政等との連携・協働による取組を推進することが重要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

人権を尊重し共に生きる社会をめざし、「人権施策推進基本計画」に基づく人権施策を引き続き総合的・計画的に推進します。「人権について考える市民のつどい」、「人権フェア」等の開催や、啓発用パンフレットの作成など、人権啓発の推進を図ります。また、教職員に対しては、外国人教育啓発資料を作成するとともに、人権尊重教育研究の充実を図ります。

新たな人権問題については、その対策と啓発に取り組みます。平和館において展示している拉致被害者家族支援「横田めぐみさん」コーナーの充実に取り組みます。人権NGO等が実施する人権啓発事業に協力するなど、市民と協働して人権施策を推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
人権関連事業 人権施策推進基本計画に基づき、社会状況に応じた効果的な人権施策を推進します。	「人権施策推進基本計画」に基づく人権施策の推進 「人権について考える市民のつどい」、「人権フェア」等の開催 啓発用パンフレットの発行 拉致被害者家族への支援や、新たな人権問題に対する対策と啓発の実施 人権NGO等が実施する事業への協力・連携	計画に基づく人権施策の推進 人権意識の普及啓発 「人権について考える市民のつどい」、「人権フェア」等の開催 啓発用パンフレットの発行 拉致被害者家族への支援や、性同一性障害などの新たな人権問題に対する対策と啓発の実施 人権NGO等が実施する事業への協力・連携			事業推進
同和対策事業 同和問題をはじめとしたあらゆる差別の解消に向けて、啓発事業等の取組を進めます。	より効果的な啓発に向けた講演会・研修会の充実 人権啓発用冊子等の作成・配布	より効果的な啓発に向けた講演会・研修会の充実 人権啓発用冊子等の作成・配布			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
人権教育推進事業(再掲)	人権・同和教育に関する教職員等の研修・啓発等の充実を図り、人権教育を推進します。	事業推進
社会教育振興事業(再掲)	市民の自主的な学習や自立した市民活動を区役所と連携しながら支援します。	事業推進

子どもの権利施策の推進

現状と課題

2001年4月の「子どもの権利条例」施行後、子どもの権利を保障するためさまざまな取組を進めてきましたが、年々、条例への認知度が低下していることや、依然として、いじめや虐待を受けるなど「つらい思いをしている子ども」が多いことが課題となっています。



「かわさき子どもの権利の日のつどい」の様子

計画期間(2011～2013年度)の取組

「第3次子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの「相談や救済の充実」、「意見表明や参加の促進」、「居場所づくりの促進」及び「権利に関する意識の向上」を柱として総合的な施策を推進します。

「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催するなど、子どもの権利条例についての広報・啓発を行い、子どもの権利への理解を深めます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
子どもの権利施策推進事業 子どもの権利に関する行動計画に基づき、子どもの権利を保障するための施策を総合的に進めます。	「子どもの権利に関する行動計画(第2次)実施状況の調査と第3次行動計画の策定」 「第4期子どもの権利委員会」による子どもの権利に関する施策の検証 子どもの権利の普及のための広報・啓発 「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催 出前講座の開催 啓発用冊子・パンフレットの配布 「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施	第2次行動計画の実施結果の評価・公表 第3次行動計画に基づく施策進捗状況の調査・公表 「第4期子どもの権利委員会」による施策の検証 子どもの権利の理解に向けた広報・啓発 「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催 出前講座の開催 啓発用冊子・パンフレットの配布	第3次行動計画に基づく施策進捗状況の評価・公表 「第4期子どもの権利委員会」による施策の検証及び答申	第4次行動計画の策定 第5期子どもの権利委員会の設置 「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施	事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
子どもの権利学習推進事業(再掲)	子どもの権利学習の充実に向けた検討や、検討を踏まえた資料作成を実施するとともに、学校が子どもの権利学習を行う際に講師の派遣を行います。	事業推進
川崎市子ども会議推進事業(再掲)	子ども会議を開催し、子どもの社会参加を進めていきます。	事業推進
人権オンブズパーソン運営事業(再掲)	子どもや男女平等にかかわる人権侵害について、身近なところで簡易な手続きにより安心して相談や救済が図られるよう努めます。	事業推進
青少年教育施設の管理運営(再掲)	青少年の体験学習や子どもの居場所づくりのため、指定管理者による施設の適切な管理運営等を行います。	事業推進

多文化共生施策の推進

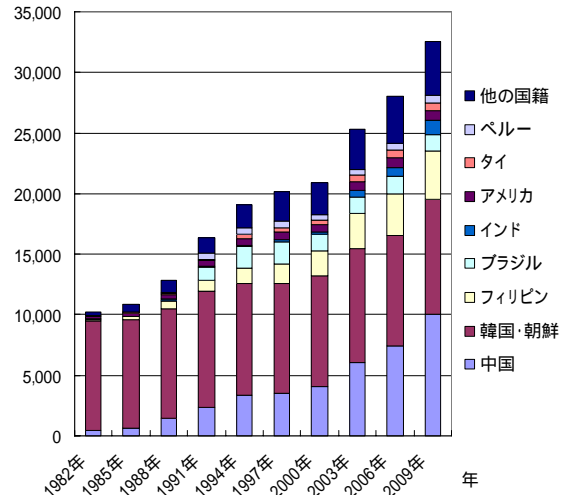
現状と課題

2000年度に1.7%であった外国人市民の割合は、2010年度には2.3%となっていますが、その国籍や文化も多様化している状況です。

外国人市民が、地域の一員として、心豊かな生活を共に暮らしていける地域社会をつくるためには、それぞれの異なる文化を互いに尊重し合う多文化共生への日本人市民の理解を広げていくことが必要です。

日本人児童・生徒と外国人児童・生徒双方が、互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうという心を育むことが重要です。

(人) 外国人登録者数の推移



(本市調べ)

計画期間(2011~2013年度)の取組

文化等の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いを認め合い、自立した市民として共に暮らすことができる社会の実現をめざす「多文化共生社会推進指針」に基づき、行政サービスの充実や社会参加の促進などの施策の推進を図るとともに、市民等の意識啓発を行います。

地域社会の構成員である外国人市民に対して、諸問題の調査審議を行う機会を保障し、市政への参加を推進するために設置されている

「外国人市民代表者会議」から出される提言を尊重し、外国人施策を推進します。

「外国人教育基本方針」に基づき、子どもたちが、一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重し合える取組を推進するとともに、異なる文化を持つ地域の外国人市民を学校に講師として派遣する「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
外国人市民施策推進事業 国籍や民族、文化の違いを認め合い、市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。	「第2期多文化共生施策検討委員会」による施策の検証・評価 「第8期外国人市民代表者会議」代表者の委嘱及び会議の運営 「多文化共生社会推進指針」の具体的な施策の進捗管理及び施策の推進 各区役所の案内表示板等の多言語化に向けた検討	「第3期多文化共生施策検討委員会」の設置と施策の検証・評価 「第8期外国人市民代表者会議」の運営及び提言の取りまとめ 「多文化共生社会推進指針」の具体的な施策の進捗管理及び施策の推進 各区役所の案内表示板等の多言語化に向けた取組	「第9期外国人市民代表者会議」代表者の委嘱及び会議の運営	「第9期外国人市民代表者会議」の運営及び提言の取りまとめ	事業推進
多文化共生教育推進事業(再掲) 互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうとする意識を育むために、学校に講師を派遣します。	「民族文化講師ふれあい事業」の実施	「民族文化講師ふれあい事業」の実施			事業推進

人権にかかわる権利救済の推進

現状と課題

子どもへの虐待や男女平等に関わる被害などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、人権侵害への対応と権利の救済に総合的に取り組む必要があります。

特に、緊急的に保護を要する被害者への自立に向けた支援については、迅速かつ適切な対応が求められています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

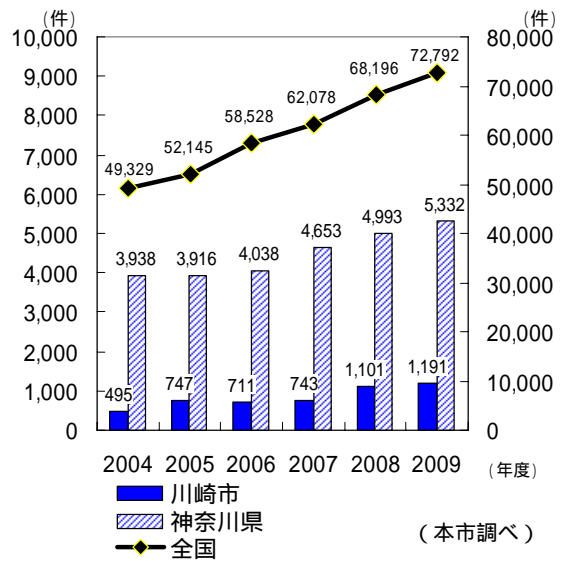
子どもの権利侵害や男女平等にかかわる人権侵害に対し、市民が身近なところで簡易な手続きにより安心して、相談や救済申立てを行うことができるよう人権オンブズパーソン制度を運用します。

DV 被害者支援基本計画に基づき、関連機関と連携を図りながら、DV 被害者の相談・保護・自立支援を行います。

配偶者等からの暴力による女性等を保護する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性をサポートする民間団体が運営する緊急一時保護施設を支援します。

人権侵害への対応や権利の救済に関する情報について、パンフレットやフォーラムの開催等を通じて、広報・啓発活動を推進します。

全国、神奈川県及び川崎市のDV相談件数



具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
人権オンブズパーソン運営事業 子どもや男女平等にかかわる人権侵害について、身近なところで簡易な手続きにより安心して相談や救済が図られるよう努めます。	子どもや男女平等にかかわる人権侵害に関する相談及び救済申立てへの適切な対応	子どもや男女平等にかかわる人権侵害に関する相談及び救済申立てへの適切な対応			事業推進
女性保護事業 人権擁護を必要とする女性等に対し、関係諸機関と連携し、相談・保護・自立支援を行います。	「DV被害者支援基本計画」に基づく事業の実施 関係機関等と連携した総合的な相談・保護・自立支援の実施 関係機関を対象とした研修の実施	「DV被害者支援基本計画」に基づく事業の実施 関係機関と連携した総合的な相談・保護・自立支援の実施 関係機関を対象とした研修の実施			事業推進
緊急一時保護施設等支援事業 緊急避難をした女性やその子どもが安心して生活ができるよう、一時保護・自立支援を行います。	緊急一時保護施設を運営する民間団体への支援 関係機関との連携による支援体制の構築	緊急一時保護施設を運営する民間団体への支援 関係機関との連携による支援体制の構築			事業推進
事業名	事業概要			計画期間の取組	
男女平等推進事業(再掲)	男女平等推進行動計画に基づき、あらゆる施策において男女平等を総合的かつ計画的に推進します。			事業推進	

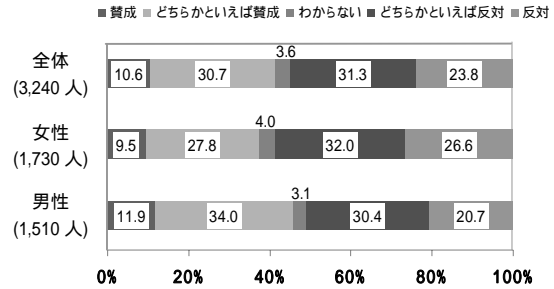
【基本施策 - 5 - (2)】男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

男女共同参画社会の形成

現状と課題

男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進するにあたり、地域や職場などあらゆる分野への女性の参画が必要となっています。DV（配偶者からの暴力）の相談件数が増加傾向にあることから、DV 被害者の安全確保や支援に向けた取組が必要となっています。男女が共に家事や子育て、介護に係われるよう、地域全体で支える環境をつくることなど、多様な働き方を支援することが求められています。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方



(男女共同参画に関する世論調査(2009年10月)内閣府)

計画期間(2011～2013年度)の取組

「第2期男女平等推進行動計画」に基づき、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進します。「第3期男女平等推進行動計画」の2013年度策定に向けて、市民意識などの調査研究、検討協議を進めます。「DV 被害者支援基本計画」に基づき、DV 防止及び被害者支援のための施策を推進します。男女平等意識の確立を図るため、さまざまな機会を活用した広報・啓発活動や男女平等教育の推進を行い、職場、地域、家庭などあらゆる場における男女共同参画社会を実現するための環境整備を進め、地域や職場などあらゆる分野への女性の参画促進と家庭、育児、介護などへの男性の参画に向けた取組を推進します。

施策の推進拠点である男女共同参画センターについては、市民、施設利用者のニーズを反映した運営や事業実施を図り、市民及び市民団体等と協働した事業実施の充実に向けた取組を推進します。また、センターを「かわさき資産マネジメントプラン」における要老朽化対応施設のモデルケースとして位置付け、中長期的な視点に立った資産の有効活用方策について検討していきます。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
男女平等推進事業 男女平等推進行動計画に基づき、あらゆる施策において男女平等を総合的かつ計画的に推進します。	第2期男女平等推進行動計画に基づく進捗状況の調査・公表 男女平等フォーラム等の市民啓発事業の推進 DV被害者支援基本計画に基づく事業推進	第2期男女平等推進行動計画に基づく施策の推進及び事業の進捗状況の調査・公表 男女平等フォーラム等の市民啓発事業の推進 DV被害者支援基本計画に基づく事業の推進及び検証		第3期男女平等推進行動計画の策定	事業推進



【基本施策 - 5 - (2)】男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
男女共同参画センターの管理運営事業 男女共同参画センターの管理運営を行うとともに、市民及び市民団体等と協働して講座等の事業をすすめます。	市民や市民団体等との協働による講座等の事業実施 施設の老朽化に向けた対応策の検討	市民や市民団体等との協働による講座等の事業実施 中長期的な視点に立った資産有効活用方策についての検討			事業推進

事業名	事業概要	計画期間の取組
女性保護事業(再掲)	人権擁護を必要とする女性等に対し、関係諸機関と連携し、相談・保護・自立支援を行います。	事業推進
人権オンブズパーソン運営事業(再掲)	子どもや男女平等にかかわる人権侵害について、身近なところで簡易な手続きにより安心して相談や救済が図られるよう努めます。	事業推進

【基本施策 - 5 - (3)】平和施策の推進

平和施策の推進

現状と課題

政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を伝承し、平和を愛する心を育み、互いに人権を尊重しあい共に生きる地域社会の実現に向け、平和啓発を推進することがより一層重要となっています。

平和館は1992年に開館しており、その後、社会状況の変化や歴史認識、核兵器を巡る動きなど展示内容に関する新たな課題への対応が必要となっています。

計画期間(2011～2013年度)の取組

核兵器廃絶に向けて、平和市長会議や日本非核自治体協議会と連携を図りながら取組を推進します。
人権擁護委員協議会等との共催により、「市民のつどい」を実施するとともに、市民による平和活動に対して支援を行い、平和啓発を推進します。

市民活動や平和学習の拠点である平和館と連携・協力を図りながら、平和活動を推進します。
外部有識者からなる平和館展示検討委員会において検討することにより、展示内容の見直しを行います。

具体的な事業と事業内容・目標

事業名	現状	事業内容・目標			
		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度以降
平和啓発事業 市民や関係機関との連携・協力により、平和施策を推進して平和な社会の構築をめざします。	核兵器廃絶に係る自治体との連携についての平和市長会や日本非核宣言自治体協議会を通じた取組 「原爆の日」に伴う平和祈念の取組の実施 本市の核兵器廃絶平和都市宣言を記念し平和な地域社会の実現に向けた「市民のつどい」の開催 平和啓発の推進	核兵器廃絶に係る自治体との連携についての平和市長会や日本非核宣言自治体協議会を通じた取組 「原爆の日」に伴う平和祈念の取組の実施 本市の核兵器廃絶平和都市宣言を記念し平和な地域社会の実現に向けた「市民のつどい」の開催 平和啓発の推進			事業推進 事業推進 事業推進 事業推進
平和館の管理運営事業 平和に関する情報・資料収集、展示内容の充実を図り、利用しやすい施設の整備・運営・維持管理を行います。	展示内容に関する新たな課題への対応のための外部有識者からなる平和館展示検討委員会の設置	委員会による展示内容の検討	検討結果に基づく展示の更新		事業推進